

平成25年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成25年9月10日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（21名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
14 番	柴 田 徹 也	15 番	木 内 欽 市
16 番	佐久間 茂 樹	17 番	日 下 昭 治
18 番	林 俊 介	19 番	嶋 田 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦	21 番	林 正 一 郎
22 番	林 一 哉		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	茅 田 哲 雄	病 院 事 業 者 改 革 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	堀 江 通 洋	推 進 課	林 清 明

総務課長	米本 壽一	企画政策課長 兼被災者 支援室長	伊藤 浩
財政課長	加瀬 正彦	税務課長	佐藤 一則
市民生活課長	馬淵 一弘	環境課長	新行内 弘
保険年金課長	加瀬 喜久	健康管理課長	野口 國男
社会福祉課長	加瀬 恭史	子育て 支援課長	山口 訓子
高齢者 福祉課長	石毛 健一	商工観光課長	堀江 隆夫
農水産課長	大久保 孝治	建設課長	高野 晃雄
都市整備課長	林 利夫	下水道課長	石毛 隆
会計管理者	宮 應孝行	消防 長	佐藤 清和
水道課長	鈴木 邦博	病院事務部長	菅谷 敏之史
病院経理課長	土師 学	庶務課長	横山 秀喜
学校教育課長	菅谷 充雅	生涯学習課長	佐久間 隆
体育振興課長	石嶋 幸衛	監査委員 事務局 長	田杭 平三
農業委員会 事務局 長	高木 寛幸		

事務局職員出席者

事務局 長	伊藤 恒男	事務局次長	向後 嘉弘
-------	-------	-------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（日下昭治） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（日下昭治） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（日下昭治） 通告順により、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（8番 伊藤房代 登壇）

○8番（伊藤房代） おはようございます。

議席番号8番、伊藤房代です。平成25年第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回私は、大きく分けて4点の質問をさせていただきます。

まず1点目、児童福祉について。2点目、高齢者福祉について。3点目、TPP対策について。4点目、期日前投票について質問いたします。

まず1点目、児童福祉について、（1）先生の体罰による解雇について質問いたします。

近年、先生の課外活動における体罰による解雇が多く、話題になっています。教師になり、本来の子どもたちを育てるという希望で教師になり、教壇に立ちながら、課外活動になって児童に体罰という、熱心なのか過酷なのか差が無いところだと考えます。少し先輩の先生方が相談役になり、ミーティングをして先を考えていくという、解雇の前にするという先生同士の連携はとれているのか、質問いたします。

(2) いじめの問題について質問いたします。

まだまだ続いているいじめの問題、テレビの物語において、いじめを見ていじめっ子に対して注意したけれど暴力を振るわれ、仕返しをしていじめっ子をけがさせた女子が、逆に訴えられ保護観察を受けている物語を見ました。問題のいじめられていた子どもも、仕返しが怖くていじめられていないと言い、見ていた友人たちも後が怖くて知らないと言い、いじめっ子の親はPTAの役員という役で、その女の子の家族も信じないで迷惑がったという物語でした。その物語を見て、いじめがなくならないのが分かるような物語でした。やはり学校で話し合い、よく聞いてあげる姿勢を教師が示すことが大事だと考えます。

旭市としても、いじめの問題、またいじめで自殺などする子どもが出ないように、個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、いじめの事実確認、いじめを受けた児童・生徒またはその保護者に対する支援、いじめを行った児童・生徒に対する指導またはその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めることに、旭市としてできないのでしょうか、質問いたします。

2点目、高齢者福祉について、(1) 投資の加入について質問いたします。

現在、年金生活の安定していることに目をつけ、投資話を持ちかけ乗らせるという詐欺が増えています。甘い話に乗らないように、ひとり暮らしの高齢者に対して注意を呼びかけていくように徹底はできないのでしょうか、質問いたします。

3点目、TPP対策について、(1) 休耕田対策について質問いたします。

貿易の自由化について農業、特に米に対して厳しい試練だと考えます。現在の休耕田対策を考え、土地の利用を考え直す必要があるのではないかと考えます。どう考えているのでしょうか、質問いたします。

(2) 農産物の新種の改良について質問いたします。

農産物、果物、野菜など、新種の改良に力を入れ、世界に勝っていける旭市を目指し、新種の改良した農産物を評価し、補助金や賞を出すことはできないか、質問いたします。

4点目、期日前投票について、(1) 投票率の向上について質問いたします。

期日前投票を行う有権者の利便性向上などのため、期日前投票宣誓書(兼請求書)を投票所入場整理券の裏面に記載し、送付し、これにより、期日前投票を行う人はあらかじめ宣誓書に記入でき、投票の円滑化につながるのではないのでしょうか。高齢者や障害者の方が、投票所の独特な雰囲気の中で宣誓書に記入するとき、緊張したりして記入に時間がかかってし

まうのではないのでしょうか。期日前投票をもっと気楽に利用し、前もって自宅で記入して期日前投票に行けるようにできないか、質問いたします。

群馬県の前橋市、埼玉県久喜市、東京の三鷹市、東庄町、匝瑳市などが実施しています。

以上で質問を終わります。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから体罰の防止に向けての職員間の連携についてお答えをさせていただきます。

小・中学校における課外活動時における体罰の防止に向けた取り組みといたしまして、千葉県教育委員会から、各学校ごとに外部講師を招聘しての研修会を行うよう通知がございまして、全員が研修を受けております。また、そのほかに各学校ごとにグループ討議を行ったり、あるいは実際の場面を想定した実技研修等を行ったりするなど、体罰防止に向けた工夫した取り組みが行われております。これらの活動においては、ベテランやあるいは中堅職員が若手の職員を育てるという意識のもと、互いの指導方法を振り返ったり、あるいはアドバイスをしたりしながら職員間の連携を深めております。

さらに、教師と生徒との信頼関係を築くために、話し合いの時間をしっかり確保したり、あるいは指導者と生徒間で交換ノートを用意して、それぞれの悩みや思いをつづり合ったりして、実践に生かすというように工夫して指導に当たっている教師も増えております。こういった形で職員間の連携を図る。あるいは子どもとの信頼関係を図るというような取り組みをしております。

今後とも、このような指導方法を教師間で共有し合えるよう奨励していきたいと考えております。

続きまして、いじめの問題についてお答えをいたします。

いじめを根絶するためには、まず児童・生徒と教師、家庭と心のコミュニケーションを密にすると。あるいは自他を大切にする心を育てて、お互いに信頼し安心し合える人間関係づくりに努めるということが一番大きな前提であろうかと考えております。そのために、児童・生徒との交流する時間を多くとり、各学校と家庭との連携を進める。あるいは、子どもたち一人一人の個性や能力をしっかりと認めて、それを生かした集団をつくる。あるいは、自他の生命を大切にする心の教育を目指しております。

その実践といたしまして各学校では、グループで話し合ったり、教え合ったりする授業展

開、あるいは命のつながりと輝きを主題とした道徳授業の実践、あるいは全校を挙げての教育相談活動、あるいはさまざまな学校行事を通してのふれあい、そして地域と学校が連携するための学校公開や地域交流などに取り組んでおります。また、警察との連携でございますが、旭市学校警察連絡委員会という組織がございまして、それを通じて警察との連携も図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 2番の高齢者福祉についてで、ひとり暮らしの高齢者が投資話等の詐欺被害に遭わないための注意を呼びかけることはできないかというご質問にお答えいたします。

高齢者福祉課としましては、直接これらに対処するための防止活動を行っておりませんが、介護予防普及啓発事業としまして、市内各地区の高齢者を対象とした介護予防教室や若返り健康塾を実施しております。また、ひとり暮らし高齢者に対しましては、社会福祉協議会による訪問調査や、地域包括支援センターの保健師による見守りを実施しているところであります。このような活動の中で、高齢者やひとり暮らし高齢者が、投資話や振り込め詐欺等の被害に遭わないための注意喚起をしているところであり、今後も継続してまいります。

そのほか、市における対応の状況ですが、旭市消費者生活センターでは、消費者の方々が投資話や詐欺等に遭わないため、市広報誌への掲載や注意喚起をするチラシ等の配布により被害の未然防止に努めております。さらに、警察署や関係機関との連携を図り、被害防止のため、必要に応じ防災無線においても周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、T P P対策について2点ご回答を申し上げます。

初めに、休耕田対策についてでございますが、現在の経営所得安定対策の中で把握している水田面積、4,111ヘクタールのうち466ヘクタールが稲や転作作物の作付けの無い水田となっております。農業者が休耕について挙げている理由は、区画が不整形地、小区画、用排水が不便など耕作に当たっての作業効率の悪い点を主な理由としております。

このようなことから、水田を有効利用するためには、農地の利用集積等を進めていかなければなりませんので、農地の出し手にもメリットのある「人・農地プラン」の周知を図り、集落営農等も含めて、地域の中心になる経営体を育成して、経営の規模拡大を図ること。また、これまでの需給調整の中でさまざまな作物に取り組みがありましたが、湿田の状態での

栽培でこれだという作物が見出せない中、飼料用米等の米で取り組める経営所得安定対策での各種の交付金等のメリットを生かした経営で合理化と安定を図ってまいりたいと思います。

なお、経営所得安定対策につきましては、国は25年度中に見直しを行うこととしており、T P Pも影響はありますから、今後、まだはっきりした方向性は示されておられませんので、国の動向に注視し、情報を得た上で対処してまいりたいと考えております。

二つ目のご質問ですが、農産物の品種の改良についてということでございます。

農産物につきましては、国内の産地間競争に加え、T P Pにより一段と厳しい生き残りのための施策が求められるところです。国内外の競争に対応していくためにも、国内の消費者の嗜好、また諸外国の求める価値観のある農産物を生産していく上で、品種の改良や新種の導入は必要と考えますが、品種改良には相当の技術と期間、経費が必要であります。新種の導入には栽培技術を確立する等の農業者や市が取り組むのには難しい部分があります。

品種改良などは種苗メーカーが最新の設備と技術者を要して取り組んでおりますが、県においても農林総合研究センターを中心に、香取市の北総園芸研究所、館山市の暖地園芸研究所、長生村の育種研究所などの研究機関において、品種改良や農作物の栽培技術の改良改善、また新種の栽培技術を確立すべく研究を行っており、研究成果を各地区の農業事務所を通じて農業者へ普及を図っているところですので、県の研究機関や地元の農業事務所と連携して最新の情報を得て、いち早く旭市の農業者の取り組みに役立てていきたいと考えております。なお、農業者が新しい栽培技術や新種の栽培に取り組む等の場合には、市独自のベンチャー農業支援事業の活用などで今後とも継続して支援をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 4点目の期日前投票における宣誓書に関するご質問にお答えいたします。

伊藤議員ご提言の、投票所入場券の裏面への宣誓書の記載については、市として現在実施する方向で検討しておるところでございます。県内のほかの市町村においても約半数がもうやっていると聞いております。関連システムの改修のタイミングで実施したいために、開始時期はこの場では明言できませんけれども、投票しやすい環境づくりの一助にしたいと、こういうふうに考えております。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 何点か再質問させていただきます。

1点目の（２）のいじめの問題についてでございますけれども、いじめ防止対策推進法が本年９月に施行されるということで、関連機関との連携強化のための連絡協議会を置くことができると思います。旭市としても、地域社会が総がかりでいじめ根絶に取り組める現場の体制づくりを積極的に進めていただきたいと思いますと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 国のほうでそういう法律ができていることにつきましては承知しております。

現在でも、いじめ等の防止につきましては、各関係機関、教育相談機関、あるいはスクールカウンセラー、そういった方々と連携をしながら進めておりまして、そういうふうに取り組んでいるところでございますので、今後、そういった組織を一元化するといえますか、もう少し内容を吟味していく必要もあろうかと思いますが、現在でもそういうことはやっているということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員。

○８番（伊藤房代） じゃ、よろしくお願いいたします。

あと、４点目の（１）の期日前投票についてでございますけれども、やる方向でいるという、今回答をいただいて、本当にうれしく思っております。ぜひ、この期日前投票宣誓書（兼請求書）を投票所入場整理券の裏面に記載し、送付していただければと思います。できれば、この１２月の市議会議員の選挙から実施できるように、早急に検討していただきたいと思いますと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） あくまでもその意気込みを感じていただきたいと思います。具体的に１２月議会という話がありましたけれども、この場で約束するということは差し控えたいと思いますので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員。

○８番（伊藤房代） ぜひお願いをして、私の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 林 七 巳

○議長（日下昭治） 続いて、林七巳議員、ご登壇願います。

（9 番 林 七巳 登壇）

○9 番（林 七巳） 第3回定例会の一般質問に入ります。久々の質問ですので、よろしくお願いいたします。

市長、2期目の就任おめでとうございます。この旭市に生まれ、この旭市に来てよかったと思えるような市政を市長にお願いいたします。また、議会とも円満に行えるよう、重ねてお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

1 番に、観光資源についてであります。この旭市には、観光資源はそんなに多くあるものではありません。それで、上永井の動物飼育管理について、1 点お尋ねいたします。

2 番目、旭市の猛獣管理条例についてもお伺いいたします。

3 番目に、その施設における衛生管理についてお尋ねいたします。

第2に、飯岡西部区画整理についてお尋ねいたします。約20町歩の除外地ができてしまいました。これについてお伺いいたします。

また、T P Pにおける規模拡大等の提言がありますが、この一番に質問した除外地についての中で、このT P Pにおける規模拡大等を重ねて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

再質問は自席にていたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（日下昭治） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） それでは、観光資源について（1）の上永井の動物飼育管理についてご回答申し上げます。

上永井の動物施設につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律及び千葉県において動物愛護及び管理に関する法律施行細則の規定によりまして管理されております。動物愛護法第10条の動物取扱業、動物の販売・保管・貸出し・訓練・展示の登録許可を平成20年10月に千葉県より営業許可を得ております。また、動物愛護法第26条の特定動物の飼養または保管の許可を平成21年5月に千葉県から得ており、ワニ、タカ、ワシ、ニシキヘビ等を飼育しております。併せて施設の構造及び基準も定められておりますので、基準に適合した施設で飼育されていると確認しております。さらに、動物愛護法第22条の動物取扱責任者の選任も

されており、年1回の千葉県主催の研修会も受講済みでございます。

動物愛護法第24条並びに第33条の報告及び検査につきましても、千葉県は年1回の施設の立入調査を実施しております。適正に管理されているとのことでございます。特に、周辺的生活環境が損なわれないよう、特定動物から排出された汚物、残渣等の廃棄物の集積設備も完備されております。産業廃棄物処理業者へ処分を委託しているとのことでございます。

次に（2）でございます。

（2）の旭市の猛獣管理条例につきましてもでございますけれども、猛獣管理条例等の制定につきましては、千葉県衛生指導課に確認しましたところ、県内の市町村ではございません。今後も千葉県で制定している動物愛護及び管理に関する法律施行細則で対応が十分可能であることから、他市同様に猛獣管理条例の制定につきましては考えておりません。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、同施設の衛生状況ということで、私のほうは動物飼育のほかに飲食店も経営されているということで、この衛生管理につきましてお答えをさせていただきます。

食品衛生法におきましては、ご承知のとおり飲食によって生じます危害の発生を防止するため、公衆衛生上必要な施設基準を満たすことを条件に、飲食店の営業が許可されることになっております。ご質問の店舗ですけれども、食品衛生法第52条第1項によりまして、千葉県に飲食店営業許可申請がなされておきまして、施設が必要な基準を満たすといたしまして、千葉県知事の許可を得て営業されているものであります。したがって、適正な飲食店の衛生管理がされているものと判断されます。

以上であります。

○議長（日下昭治） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、飯岡西部区画整理についてお答えを申し上げます。

初めに、1番目の除外地についてというところでございます。

飯岡西部地区の土地改良事業につきましては、現在、事業計画変更手続きに向けた同意取得と換地作業を進めております。また、過日開催されました工区役員会におきまして、計画変更に伴い余儀なく除外地となりました地権者の方々へはアンケートを実施し、その意向を確認した上で、市と工区で連携を図りながら土地利用集積並びにパイプラインの設置の是非について検討していくことが決定されております。今後も、本土地改良事業の進捗を図るべ

く、行政として支援をしてまいる所存でございますので、議員各位のご協力をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

それと、2番目でございます。

T P Pにおける規模拡大等について、ただいまの1番目の回答にもございましたが、アンケートをした中で進めていきたいと思っております。T P Pにつきましては、今後どのような展開になるのか分かりませんが、農地を有効利用するため、農地の利用集積を進めていかなければなりません。農地の規模拡大には、貸し手側の理解と信頼、借り手側の意欲が不可欠であり、農地の出し手にもメリットがある「人・農地プラン」の周知を図りまして、経営の規模拡大等を推進してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、アンケート、意向調査を進めた中で、皆さん方に不利の無いような条件をそろえたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（日下昭治） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、再質問いたします。

行政ではできない動物飼育、このような施設がこの旭市にできて、これがまた観光資源につながればという思いで質問しています。また、見学者がたくさん来ているようですが、行政では何回くらい訪問して把握しているのか、再質問いたします。

○議長（日下昭治） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） 私のほうで訪問したことはございません。施設に問い合わせしましたところ、現在、研究施設等のために基本的には一般の来場者はございません。ただし、土日に関り見学者の希望については、志程度のお金をいただいているとのことでございます。以上でございます。

○議長（日下昭治） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 何か聞くところによりますと、ワニ等が見当たらなくなり捜したというお話も聞いております。ぜひとも、そういう施設なら地域住民に不安を与えないよう、この旭市もどのような動物を飼っているのか、どのような飼育方法をとっておるのか、やはり把握しておくべきだと思いますので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（日下昭治） 林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） この特定動物につきましては県の許可でございます。市としては、

この施設において立入調査の権限はございません。先ほど、逃げたということになりますと、当然法律に基づきまして実施することになりますけれども、動物調査等の権限については警察の所管、県から要請があれば市も協力しなければならないとされております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 市のほうのあれは立ち入りできないということですが、やはり市民が安心できるような情報公開はしていただきたいと思います。これは答えはいいですから。

次に入ります。

その施設がとてもいい施設となれば、行政として道路の草刈り、また道路の拡幅とかいうような協力はできないのか、お尋ねいたします。

○議長（日下昭治） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 道路の草刈りとかそういうものにつきましては、日常の管理ということで、一般の通行に危険のないように対応はしております。ただ、拡幅とかそういう件につきましては、ただいまのところ計画はございません。

○議長（日下昭治） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 旭市として、この猛獣管理条例はいらないというお答えをいただきましたので、それは割愛させていただきます。

3番目の衛生管理についてお尋ねいたします。

排水はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（日下昭治） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、健康管理課のほうからは、飲食店についての排水でございすけれども、まず、飲食店の営業につきましては、排水基準というのが対象外になっておりますので、そういった面では保健所の当初の立会時の職員の判断で適正という判断がなされれば、食品衛生法上は問題なく排水はクリアされることになっております。

以上です。

○議長（日下昭治） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） そうすると、その施設にはU字溝ないし河川への排出の条件は整っているということですか。それをお尋ねいたします。

○議長（日下昭治） 健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） 今申しましたように、食品衛生法上の立入調査等の権限につきましては千葉県、いわゆる保健所が持っておりますので、私どものほうが立ち入りをしていろんな状況を調査するということは不可能でありますので、ただ、先ほど申しましたように、この食品衛生法におきます飲食店の営業許可につきましては、適正と判断されたということで私のほうは解釈しております。

○議長（日下昭治） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） ともかくこの施設の管理している方は、本当に旭市長より有名な、テレビに何回も出ている方なんです。この施設においてラーメンを販売しているとのことですが、何か事故等がありましたら、旭市どここと出ますので、一番大変なのはこの旭市のダメージが無いように、まずU字溝の施設がなければ造るとか、食品販売でもって、そうすると自然浸透式でもそういう許可が出るということですか。それをお尋ねいたします。

○議長（日下昭治） 林七巳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） 極端に申しますと、適正と判断されれば、それでも出るかと思っています。

それで、この施設につきましては、いわゆるABCのCランクに値するものでありまして、この9月には保健所の立入調査が行われることになっています。そういったところで、もし違反等が見つければ、これは行政指導という形になると思いますので、その辺はしっかり確認されている会社の方だというふうに私のほうは承知しておりますので、今日寄せられましたいろんな情報等につきましては、保健所のほうに情報提供するなり、これからもこういったことにつきましては進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 本当にいい施設ならば、行政も協力して……

○議長（日下昭治） 林七巳議員、4回目は終わっていますよ。

○9番（林 七巳） これは質問じゃないですから。

協力していただいて、本当に観光資源にしていきたいと思います。

それでは、飯岡西部区画整理事業について、まず除外地について、これは自分自ら除外してくれと言った所じゃなく、巻き添え除外ということなんです。だから、その人たちにあまりにも不条理ですので、行政として集積や何かのお手伝いができないかということで、こ

の除外地については質問したところであります。ぜひとも、この巻き添え除外になった人たちに、行政のほうで少しでもいいですから、集積やパイプラインのお手伝いをしていただきたいということで、この質問をいたしております。ましてや、この一番悪い所が除外されたと。

その除外された所について、人に貸すにもパイプラインが無いような所を、今度は借り手もなくなっちゃうわけですよ。そうするとみんな耕作放棄地という形になりますので、せっかくこういう区画整理をしているのですから、ぜひとも集積ないしそういった行政として努力をしていただきたいという面で質問しております。

先ほど課長からは、そこについても何らかの、今工区においても、それから行政においても手だてをするというお答えをいただきましたので、これ以上聞いても、それ以上のお答えは出ないと思いますので、これにて質問を終了させていただきます。

○議長（日下昭治） 林七巳議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（日下昭治） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（２０番 高橋利彦 登壇）

○２０番（高橋利彦） ２０番、高橋です。大きく分けて６点の一般質問を行います。

まず、質問に入る前に、答弁はうその答弁、そしてその場逃れの答弁をしないよう申し述べて、質問に入ります。

大きな１番目の１点目は、地方交付税削減に伴う職員給与削減についてお尋ねします。

まず初めに、国は昨年４月から２年間の限定で、国家公務員の給与を７．８％引き下げています。そして地方公共団体にも給与引き下げを要請、平成２５年度予算では、過去には全く例の無い給与削減分ということで、理由を明確にして交付税が削減されましたが、この国の給与削減の目的について伺います。

次に、旭市の給与削減分としての交付税の削減額と、それに伴って給与を削減したときの、職員１人当たりの引き下げの率についてお尋ねします。

３番目は、この議会冒頭の提案理由等において、地方自治の本旨に基づきとか、また千葉県市長会でも一致して反対の表明とか、正論そして道義的なことを述べて、給与削減はしないと市長は明言されましたが、このことについて何点か伺います。

１点目は、交付税削減の目的でございます。

2点目は、全国一律の削減は私自身納得がいけないからという市長の理由であります。

3点目は、県内で給与削減を実施した市の数等について伺います。それと、近隣市町の実施状況また県の状況について伺います。

大きな2点目は、職員駐車場についてであります。

市が必要だからということで借りている駐車場、実際には大部分が職員駐車場、そして海匠地域振興事務所職員の駐車場として転貸されています。しかも職員分については約170万円もの大金を市が負担しているのが6月議会で判明。またその際の一般質問の答弁において、疑問が何点か出ましたので、それについて伺います。

まず1点目は、地方公務員法第42条の厚生事業で、職員駐車場を確保しなければならない理由。

2点目は、行政財産の利用・活用の範囲において、現在の駐車場の現状は合法なのか。それからまた違反した行為の法的な効力について。

3点目は、県との契約ということですが、その契約書の内容、また貸し賃の県からの納付の具体的な内容。

4点目は、市長は駐車場が無いから、また職員の意欲を駆り立てるためにも福利厚生事業として考える必要があるということですが、地方自治法などの整合性を持たせた中でどのようにするのか。

5点目は、根拠の無いものに名目を変えて支出するのは、一般的には裏の手当、また闇手当と言いますが、行政用語では何と言うのか。

以上5点、理解できるような説明をいただいた中で、今後の対応について伺います。

次、大きな3点目は行財政改革についてであります。

まず1点目は、合併の特典の一つに交付税の増額措置がとられていますが、この期間はいつからいつまでの何年間か。そして平成25年度の増額分は幾らか。それと現在までの増額分の累計は幾らになるのか。

2点目は、行政改革推進課を設置してから平成24年度までの年度ごとの実績額についてお尋ねします。

3点目は、平成25年度からの年度ごとの計画額について。そして課を設立時点での年間削減額と計画終了年度での年間削減額について伺います。

4点目は、合併特例期間終了後の行財政改革についてお尋ねします。

大きな4点目は、市の財政状況についてであります。市長は就任に当たっての挨拶で、

誇らしげに財政の健全化と基金残高の大幅な蓄えを自慢しています。

そこで1点目は、財政健全化判断比率などについて、具体的にどのような理由で好転したのか。その結果、県内での位置付けなどについて伺います。

2点目は、基金残高の大幅な蓄えと述べていますが、市の予算規模、そして交付税の特例措置の終わりの年度を間近に控えて、現在の基金残高に対する見解と、現在の起債残高と基金残高について伺います。

大きな5点目は、旭中央病院についてであります。

まず、経営状況についてお尋ねしますが、平成25年度の経営状況について詳細に伺います。

2点目は、市長は中央病院の公設公営の堅持ということを言っていますが、具体的にどのような経営の形態なのか伺います。

3点目は、中央病院検討委員会報告書が出た後の記者会見で、報告つまり独法化へすぐ行くわけではない、市民や病院職員の意見も尊重しなければと述べていますが、地方独立行政法人化についての考えについて伺います。

4点目は、合併して市立病院になるまでは一部事務組合、開設者も4人、そして中央病院を自治体病院としては全国でも指折りに入るまでに育て上げた事業管理者、しかし市立病院となり、開設者も1人、病院の経営の環境も大きく変わっている中で、しかも病院の経営などに全く関知しない、関知できない中で、開設者つまり市長1人が事業管理者を決めるということは、あまりにも負担が重過ぎるのではないかと。そういう中で、今後の任命までのプロセスはどのようにするのか、伺います。

大きな6点目は、災害公営住宅についてであります。まず1点目は、当然のこととして入居の条件はあると思います。そういう中で、条件を満たしている戸数と、それに対する入居希望アンケートはどのようにしたのか、その結果について伺います。

2点目は、災害公営住宅の建設が始まっていますが、入居希望者は全て入居できるのか、伺います。

以上で1回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の質問にお答えをいたします。

私のほうからは1番目の給与削減について、全国一律ということはどういうことなのかと

いうこと、それと5番目の旭中央病院の（２）、（３）、（４）についてお答えをしたいと思います。

最初の給与削減の問題、全国一律にカットするのは、私としては納得いかないということについて高橋議員から質問がありました。この最大の理由は、旭市は14名の亡くなった方がこの災害であります。そしてまた2名がまだ行方不明であります。倒壊家屋全部合わせますと3,700戸余り、そういったような状況の中で、避難所開設以来仮設住宅までの約2か月間にわたる職員の献身的な努力、そういったものを本当に私は目の当たりに見ていたわけでありまして、そのことに対して全国一律で、被災地でない所も被災地の所も同じそういったような給与削減は到底納得がいかないということで、お答えをした、施政方針といいましょうか、政務報告で申し上げたとおりでございます。

次に、5番目の旭中央病院の公設公営の堅持ということであります。

私は1回目の市長選挙のときに、公設民営の論者であるというようなレッテルを張られました。そのことについて、私も検討委員会の委員の1人というようなことの中でそういったことが言われたのかもしれませんが、公設公営をきちっと維持していくということは1回目も、2回目のつい先だっの選挙戦にも申し上げております。公が中央病院経営のほうもタッチできるような状況、要するに独立行政法人でも公営企業の全適でも、行政がコントロールできる、そういったことがやはり公設公営だということを認識しておりますので、公設公営の堅持ということでこれからも続けていきたいと、そんなように思っているところであります。

2番目の（３）の地方独立行政法人化についての考えはということであります。

地方独立行政法人に関しては、地方公営企業法全適に比べ、より柔軟な経営を可能とするものとして制度化されたものと認識しております。具体的には、単年度予算にとらわれない財政運営や柔軟な人事制度の運用などが可能となり、経営の充足が図られるものと考えております。

しかし、現状の旭中央病院においては、地方公営企業法全適のメリットを最大に生かした経営がなされていることも事実であると思います。大切なことは、旭中央病院が地方独立行政法人化した場合、またしなかった場合の地域医療の将来的な問題を勘案し、よりよい選択をすることだと考えておりますが、この件につきましては、事業管理者のほうからも病院としての考え方を述べさせていただきたいと思います。

次に、4番目の事業管理者の任命方法についてということであります。

これまで事業管理者は3人目であります。そしてまた、今回事業管理者と病院長が独立した役職ということになったわけであります。そういったことも十分認識しながら、地方公営企業法の規定に基づき、病院事業の経営に識見を有する者のうちから市長が任命していく、そういったことでやっていきたいと、そのように思っておるところであります。

以上です。

○議長（日下昭治） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 今市長のほうから、5の3につきましての補足するようというのでご下命がありましたので、私のほうから病院としての考え方をご説明いたします。病院事業を預かっている事業管理者の立場から、地方独立行政法人化についての考えということで述べさせていただきたいと思います。

これは病院のこの前の検討委員会のときも、冒頭からそう申し上げたわけでありますが、今後、人口の減少、高齢化への対応、医療を取り巻く環境の変化などの諸課題に適切に対応し、引き続き安定した経営を維持していくためには、これまで以上に柔軟かつ迅速に対応できる経営形態が望ましいと考えております。このため、病院としては、検討委員会において申し上げたとおり、地方独立行政法人に移行することが望ましいと、こういうふうと考えております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課から高橋議員のご質問にお答えしたいと思います。ただ、大きな1番、2番、3番、4番、6番と、この各項目多数ございますので、漏れがありましたら、またご指摘いただきたいと思います。

まず1番目の1番、国の平成25年度地方交付税削減の目的というようにお話でございました。

これは、国におきましてはさまざまな通知、地方自治体に来ております。まず防災・減災事業に積極的に取り組むこと。それから長引く景気の低迷を受けて、地域経済の活性化を図ること。これが喫緊の課題となっているということで、これに迅速に対応するため、国家公務員の給与減額支給措置を行ったということで、地方公務員に対しても国家公務員の給与減額措置に準じた取り組みが要請されたと。これが給与削減の目的であろうと思います。

次に、削減の額ということでございました。

給与削減に伴う当市の影響額でございますが、国の試算ベースがございます。これについ

ては給与の減額影響額と、それから元気づくり推進費の相殺ということでございまして、これを数字で見ますと、1億2,436万3,000円が今回の交付税の中で減らされている額という形になろうかと思います。

それから、この（３）の中で、再度目的というようなお話がございましたけれども、これは一般的な交付税の目的ということであれば、それぞれの財政需要に即して必要な財源を確保するための財源調整というのが大きな目的でございまして、このために交付税というのは行われていると。削減の目的は、１番に（１）で述べたところでございますので。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） それは総務課のほうでお答えさせていただきます。

すみません。総務課が答える部分と財政が答える部分、幾つか錯綜いたしますので、申し訳ありませんが、その都度できるだけ分かりやすいようにお話しできればと思います。それと、大きな２番の職員の駐車場に関して、１番の今後の対応につきまして、これはまず総務課のほうからお答えする部分があります。財政のほうからは、利活用の範囲ということでお答え、まず申し上げます。

まず、地方自治法238条の中で財産というのが規定されております。今回、契約により借用している財産でございまして、その管理はこの238条の運用という中で、公有財産と同一の取り扱いをすることが望ましいとされております。で、市役所駐車場として一体的に利用しまして、また駐車場使用許可として、その他の行政機関において活用することについても差し支えないというような形で考えておるところでございまして、そういうことで、使用許可という形をとる上では問題無いのかなということでございます。

それと、県の関係ですが、県につきましては、海匠合同庁舎職員駐車場利用組合というところから年度末に駐車場の使用許可申請を出していただいております。で、年度当初に駐車場の使用許可証を交付する、１年間。これが25台分となります。支払いにつきましては、年度末に一括して25台掛ける3,000円掛ける12か月分、90万円、これを納付していただいております。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） これは海匠合同庁舎職員駐車場利用組合です。そこからいただいているということになります。そこからの使用申請ですので、そこに対してお金の請求をして、そこからいただくということになります。

次に、大きな３番になります。

行財政改革の中の、合併による交付税等の特例の期間ということでございました。これはもう合併してからということで、実際に10年間交付税の特例、合併算定替えと言われる期間があります。これからさらに5年間、段階的な縮減ということで、平成32年までは増額された数字が入ってくることになります。平成25年度の増額の額ですが、これは普通交付税分ということで、19億9,373万円が増額をされているということになります。

さらに、この累計額ということでございますので、平成18年から25年までの普通交付税の額、増額された累計額は137億3,540万6,000円。これは1,000円単位で申し上げます。その数字になっています。これが累計額でございます。

次に、大きな4です。市の財政状況ということで、健全化判断比率の関係です。

まず、これが好転している理由ということでございました。実質公債費比率につきましては、3か年の平均でこれを計算いたしますので、要因としては21年度決算等からの影響があるということになります。まず実質公債費比率ですが、一部事務組合の地方債に充てたと見られる補助金・負担金の減少、それから交付税に算入される公債費、これが増額されている。要するに、起債を借りるときに交付税算入の多いものを借りているということが一つの要因として挙げられます。それから、公営企業債の償還財源に充てた償還分、これも若干減ってきていると。

さらに、これは将来負担比率にもかかわるところなんですけれども、利率の高い起債、これは繰上償還を過去に実施していると。公営企業についても一部借り替えの措置等を行ってきた。それらが率を引き下げる要因になっています。将来負担比率につきましては、剰余金を財源とした財政調整基金への積み立て、それから起債の残高に対する基準財政需要額の算入見込みの増というような、そういった充当可能額の増が大きな要因となっていると思います。

続きまして、6番の……

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） すみません。忘れました。

これは順位を申し上げます。実質公債費比率ですが、平成22年度につきましては県内順位51位でした。平成24年の決算では47位ということになります。それから将来負担比率、22年度では30位が、24年度では29位という形です。徐々にではありますが、若干数字を上げてきているということでご理解いただければと思います。

それから、災害公営住宅でございます。

まず、対象戸数等の把握のためのアンケート、それからその結果ということで、何度か議会でもお答えしているところでございます。まず一番最初にアンケートを実施したのは、平成23年12月でございます。この時には、災害公営住宅等対象となる世帯、大規模半壊以上で768世帯の中で基礎支援金の申請だけ済んでいて、加算支援金の申請が済んでいないところ、そういったところをまず対象にアンケートを実施したと。それから、次のアンケートは第2回で平成24年5月、その次に第3回として平成24年6月、そして第4回として平成25年4月に実施いたしましたして、この段階で再建できないという世帯が46世帯ということでございました。このうち、災害公営住宅に希望したいという世帯が35世帯、市営住宅等11世帯ということでございまして、そういう状況でございました。

今回、8月に災害公営住宅の申し込みの受け付けを実施いたしました。33世帯が災害公営住宅に入りたいということで申し込みいただきまして、その中で、実は調査から漏れていた世帯が2世帯ございました。それが新たに判明しまして、実際には48世帯という形になるかと思います。そのうちの33世帯が災害公営住宅に申し込みまして、これは全て災害公営住宅に入居できる見込みというのが、今の状況でございます。

残りの世帯の話が出るんだと思うんですけども、残りの世帯につきましては、今回市営住宅等の募集も行いましたので、そのうちの9世帯が市営住宅等へ入居申請をしております。あと残り、6世帯が残るんですけども、それらについてはよく内容を精査いたしましたところ、自力再建ができる見込みが1戸、それから非該当、これは実は未解体の方がいらっしやって、その方は該当でございました。これが1世帯。それから高齢で施設に入所したいという方が2世帯。どうしても県営住宅に入りたいんだという方が1世帯。それから残り市営住宅でという方が1世帯ということで、これで6世帯の、ほぼ48世帯全てを把握できている状況でございます。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、私のほうから、先ほど1点答弁が漏れておりましたので、追加してお答えさせていただきます。大きな4番の（2）になります。

起債の残高と基金の残高。それと基金の残高に対する見解というようなご質問がございました。まず、起債の残高でございますが、24年度末279億4,121万円です。実質の負担は52億円余りになります。それから基金の現在高、これが99億4,652万5,000円です。うち財政調整基金が38億5,194万8,000円、これは24年度末でございます。

ただ、この9月補正の段階ですと、基金につきましては112億8,000万円ほどの数字に予算上なっております。ですから、20年度と比べますと基金につきましては、24年度決算でも45億円、25年度の9月補正の段階ですと68億円ほど増えているという状況になります。ですから、この基金の残高に対する見解ということで申し上げれば、順調に増やしてくることができたかと、そのように考えております。将来に向けて蓄えているという状況でございます。

それともう1点、申し訳ありません。同じく4番の（1）になります。

先ほど実質公債費比率と将来負担比率の県内順位ということで申し上げたところでございます。実質公債費比率につきましては、県内市町村の順位ということで47位。将来負担比率につきましては、県内の市の順位を申し上げてしまいました。市町村の順位で行けば42位ということになります。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、1番目の項目です。通告の（2）なのか（3）なのかという、この辺はちょっと私も混乱していますので、議員が質問した順番でお答えをさせていただきたいと思います。

まず初めに、削減したときの旭市の職員1人当たりの引き下げ率のご質問がございました。これは4.58%です。

続いて、県内の削減した市の数というご質問がございました。12でございます。12の市です。

その次に、近隣の市町村の状況をという質問もございました。この周りの市町村ですけれども、削減したところは匝瑳市、香取市、東庄町、横芝光町、ここが削減をしたところであります。まだ削減決定していないところが一つあります。それは銚子市でございます。それと、千葉

県はというたしかお尋ねがございました。千葉県は完全実施しております。削減しているということですね。

その次に、今度は2番目の職員駐車場についてのご質問がありましたのでお答えいたします。この辺もちょっと混乱していますので、もし答弁漏れがありましたらご指摘をお願いしたいと思います。

一つに地方公務員法第42条に規定されている福利厚生事業と、その駐車場の関係のお尋ねがございました。この辺につきましては、職員駐車場は旭市として必要な駐車場と考え、市が借り受けています。基本的には、職場環境の整備の一つとして考えたわけであります。このことが整備の理由ということになるわけであります。

これをもう少し詳しく申し上げますと、地方公務員法第42条とのかかわりですけれども、この件は今年6月に議員の一般質問があったわけであります。その際のご質問の中で、議員は互助会の質問と駐車場の質問ということでつなげて質問されました。互助会の事業としては大きく分けて二つあるわけです。互助会の事業として二つあるというものの一つは、市から助成金をいただいている事業、いわゆる公務員法42条の福利厚生事業だというのがあります。もう一方で、互助会の中で福利厚生事業ですよといっているものがあります。これは、市からの助成金が入っていないんですけれども、福利厚生事業ですよといっている事業があるんです。その辺を前回の6月議会では一緒になって答えていますので、ちょっとこの辺は議員からすればそれはおかしいと言われるかもしれませんが、そういうことでお答えをさせていただきたいと思います。

駐車場のほうは助成金をもらっていない。つまりさっき言った二つのうちの後者のほうに当たります。互助会の中では福利厚生事業といっているけれども、助成金をいただいている事業だよということになるわけであります。この辺のところは42条を一生懸命調べたんですけれども、広い意味では福利厚生事業かもしれませんが、駐車場については。でも、この辺は議論が分かれるところだよというのが最後の結論でありまして、議員の言っているのもごもつともかも分かりません。我々の言っているのもご理解をいただきたいと、この程度でお許しをいただきたいと思います。

それと、厚生事業と地方自治法との整合性を持たせた中で、この先どのようにするのかというところのご質問がございました。これは5点の中の4番目に当たるかと思います。現在、職員からは駐車場使用料を納付させておるということです。その額が適正かどうか、互助会の中で、つまり先ほど言った福利厚生事業、互助会の中での福利厚生事業の中で、今検討し

ているところということであります。

それから、五つの中で最後に闇手当ではないかというそういったご質問もございました。先ほど申し上げましたとおり、駐車場の確保につきましては職場環境の整備の一つだということで、事業主、雇用主の責務だと考えておったということで、市の駐車場としての整備があった。また市のほうは、駐車場として土地を借りて職員から3分の1の負担金を納付させて借りているという、そういう状況であります。ご質問の中では、闇手当ではないんですかということであったんですけども、我々職員側から見れば、市に3分の2を負担してもらっているということは事実であります。議員の言っている意味も、この意図も分かりますけれども、その辺のところは……

(発言する人あり)

○総務課長（米本壽一） 闇だとか、裏だとかと言わずに、その辺はご理解をお願いしたいと。これはお願いするとしか言いようがありません。

以上です。ここまでです。

○議長（日下昭治） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 私からは、行財政改革についての質問のうち、3項目についてお答え申し上げます。

初めに、2番目の課を設置してからの24年度までの実績額というご質問です。数字で表わせるものについて項目ごとに申し上げます。

実績として最大のものに人件費の削減があります。平成22年度は16人の削減で約6,900万円。23年度は17人の削減で約1億7,300万円。また、平成24年度も17人を削減しておりますので、効果額については25年度の決算を待つということになりますが、試算では約1億700万円を見込んでいるところであります。この結果3年間の合計では、50人を削減して、約3億5,000万円近い額になる見込みであります。

次に、市税と国保税の徴収率の向上についてですが、平成22年度は震災の影響もあって、残念ながら21年度と比較して徴収率は低下しました。平成23年度では比較対象である21年度と比べて、市税が0.45ポイント、国保税が1.16ポイント向上しております。さらに、平成24年度は21年度と比べますと、市税が1.05ポイント、国保税が1.69ポイント向上しております。また、市税関係につきましては、滞納処分の強化や納付窓口の拡大にも取り組んでおりまして、差し押さえによる換価額、これは22年度で3,200万円、23年度で3,100万円、24年度が6,400万円ということで、3年間では1億2,700万円となっております。

このほか、平成24年度には行政改革推進課内に徴収対策室を設置しまして、私債権も含めた徴収強化に取り組んだ結果、債権全体で約1億7,000万円弱の未納額の縮減を達成しております。

次に、施設の統廃合ですが、平成22年度は茅野市の山の家など4か所で約600万円、23年度は埴保育所など5か所で約500万円、24年度は給食センターの統合を行いました。費用については相殺されている状況です。したがって、3年間で約1,100万円という結果です。

次に、未利用資産の処分ですが、22年度は12件で約2,200万円、23年度が10件で約1,600万円、平成24年度は5件で約700万円、3年間では約4,500万円となっております。また、平成24年度から本格実施しております事務事業評価、これにおきまして、25年度予算ベースの効果としては、約2,800万円の事業費の削減につながっております。

以上、効果を数値で表わせるものについて申し上げましたが、このほかにも窓口の改善による市民サービスの向上や事務改善など、数値では表わせない項目もあるということもご理解いただきたいと思います。

それから次に、3番目の平成25年度からの年度ごとの計画額についてですが、以前も何度かお答えしましたが、平成22年から26年度までの現アクションプランでは、削減額の目標を定めておりません。したがって、プランに定められた取り組みを着実に進めること、これを目標としております。

行政改革推進課設立時点での目標はというご質問もありました。が、既に平成22年からのアクションプランが策定されていたことから、金額での目標は設定せず、アクションプランの着実な推進と、平成28年度からの交付税減額に向けての新たなアクションプラン、これが平成27年からになりますが、その策定、そして推進していくための地ならしとして、職員の意識改革を進めてきたところであります。

最後に4番目で、特例期間終了後、行財政改革どうするのというご質問でした。これは、財政課長からもありましたとおり、平成28年度から段階的に交付税が減っていきますので、それより1年早く27年度から始まる次のアクションプランの計画では、交付税の削減等、それに伴う財政見通し、これなどを踏まえて、できる限り数値の目標を設定したものにしたいと、そんなふう考えております。

以上です。

○議長（日下昭治） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうから5番の旭中央病院についての（1）経

営状況についてというご質問にご回答させていただきます。

内容につきましては、25年度のここまでの経営状況というご質問でございましたので、病院での7月末までの試算ベースの数字のほうをお話しさせていただきたいと思います。この中には、本来であれば期末に一括して計上する減価償却費ですとか、繰延償却、特別損失の12分の1ずつ、一応計上している数字でございます。7月までの病院事業収益は118億7,280万円です。事業費用につきましては119億9,450万円です。ですので、7月末までのところは1億2,170万円のマイナス損失ということになっております。

以上です。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、大きな1点目の1番目につきましてはこれは、国は防災、災害等に使うという、これは了解しました。

それでは2点目でございますが、市の削減額が1億2,400万円ですか。それで職員1人当たりにしますと4.58%削減したということでございましたが、国は平均的な団体を予想している中で、旭市が7.8%に到達しないということで4.8%ですね。そうしますと、これは旭市の職員が多いということじゃないかと思うんですが、その辺お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 国のほうなんですけれども、今回あくまでも全体の中で基準財政需要額というベースがあります。その1.2%相当額を減らしますと。その数字が今回国のほうで示されているものですから、市の職員の全体がどうなっているかとか、そういうことを考慮して減らしているわけではないということでご理解いただければと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それは分かりますよ。しかし、この交付税というのは全国一律の行政水準を保つために、早い話が市の自主財源が無ければ、その差額は生活保護費と同じなんですよね、差額は。生活に足りない分を補填してくれるわけですよ。それで、やはり一つの基準を設けた中で、それを皆さんどう思うかですよ。一定水準を保つために足りない分を補填してくれるわけです。それで今回は7.8%ということで、基準財政で出してきたか知りませんが、結局職員が、国が見ている数字であれば7.8%の削減になると思うんですよ。それにならないということは、職員が多いことだと私は思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 今回、国は7.8%を削減したということで、私、先ほど4.58%の率を言いました。これは、給与のラスパイレス指数、これから来ているものであります。ですから、国の7.8%を削減したことによって旭市はどれだけに当たる、どれだけ削減すればいいかというのが先ほど、4.58%下げれば国の7.8%削減したものと合うわけですので、この人数が多いとかというのとはちょっと違うような気がしますけれども、その辺はよろしくお願ひします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私は細かいことは分かりませんのであれですけれども、いずれにしても旭市はラスパイレス指数低いの、高いのといったって、国から見れば高いわけですね。そういう中で、皆さん方はプロですから、それだけの数字とれる。私らは結局全国一律の行政水準を保つための交付税、そのために交付税が入ってくると。その中で国は7.8%をやって、ラスパイレス指数、それは関係なく、これは国が求めている引き下げの率にならないということは、私はただ職員が多いということで思っております。あとは、これは言ってもしょうがないですから。

そして、大きな1番で3番目の問題です。まず、交付税の削減の目的は、これは最初聞いてありますからいいです。

市長が、私自身納得いかないということは、先ほど答弁いただきました。そういう中で、市長の考えでは旭市は災害を受けたと、そういうことで職員が一生懸命努力したということでございますが、まず最初に聞きたいと思うんですが、職員がそれだけ努力した中で、残業手当を払っていなかったのか。それとあと、旭市は交付税の不交付団体ならともかく、市長は災害に対して一生懸命努力しているということをこの2期目の就任の挨拶でもしているわけですよ。そうしますと、この交付税の削減分が結局給与に回るということは、それらに回らなくなっちゃうわけですね。そうしますと、やはり市長の言う災害に努力します。まず災害対策をするには金が必要なんですね。そうしますと、これは市長の言うこととやることが言行不一致になっちゃうと思うんですが、その辺お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の3点目の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 給与を削減しなければ復興のスピードが落ちると、予算が無いというこ

とで、そういった趣旨だと思いますけれども、被災地として被災者が大変多くいるわけであり、被災者の心情といいたししょうか、そういった部分、やはり市民が共有をするということも非常に大事じゃないのかなと。そのために職員も市民もみんなで力を合わせて復興に向かっていくということが大きな建前でありますので、そのところは、この1億何千万円、この1年間少なくなるという部分はあるのかもしれませんが、職員の努力によってこれまで基金も少し上積みをしてきたわけでありますので、そういった相互理解をしていただきながら、ぜひ高橋議員にも理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私はそういうことじゃないと思うんですよ。やっぱり行政というのは市民がいて行政なんですよね。そして、なおかつ行政というのは最高のサービス機関なんですよ。例えばホテルなんかであれば、飯食べたら、それからサービス料取るわけでしょう、食べてから。しかし、行政というのは最初にみんな税金で取っちゃうわけですね。そして、そのために、住民サービスのために行政の職員はいると思うんですよ。

そういう中で、やっぱり市長は市民のためにと言う。これでは職員のためだと思うんですが、その辺お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 私自身としましては、職員700人余り、これも市民であります。家族も相当います。そういった部分の中で職員だけがどうのこうのというよりは、やはり市民全体が同じ被災地である、被災者であると、そういったような共通認識をしていただきたいということが建前だと理解をいただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そういう中で、結局県内で給与削減をした数、かなりあるわけですね。この近隣もみんなやっているわけですよ。市長はこの給与削減については、県の市長会で決めたことだということですが、県の市長会の決め事というのはそんないいかげんなものなんですかね。これでは全く県の市長会の申し合わせ事項とか取り決め事項、お粗末きわまりないと思うんですよ。

そういう中で市長、こういうふうに変わってきた中で、近隣はみんなやっている。市長会は最初はそういう一致結束して、これはやりませんよと言ったのが、今ではほとんどの市がやっているという中で、市長はどういうふうにかえるのか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 最初に高橋議員が4回目の質問で言われましたこと、私も本当に同感であります。市長会が何を決議したのか。そんな決議であれば私はやらないほうがよかったのではないかと、そんなような思いで、非常に立腹をしているところでもありますけれども、これはお互い自治体のやはりトップという中で、考え方が違うということもあったのかなと、そんなように思います。

ただ、さっき高橋議員からお話がありましたように、市が、今大部分が給与削減をしているということでもありますけれども、今回削減を今しないというようなことの表明の中でも、不交付団体は1団体であります。そんな中で、私は私の考えの中で、あれだけ被災者の被災地というようなことの中で、職員が一生懸命、精神的にも肉体的にもあの2か月間は夜も眠れないような状況があったわけであります。残業手当の問題は財政課のほうですか。それは答弁をさせますけれども、そういった金銭的なものだけではないと、私はそんなような認識の中で、今回給与削減をしないということで、よろしくご理解を得たいと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） その問題につきましては分かりました。これは市長の決断ですから。私は市民より職員のほうが大事だということを認識しました。

それでは、2番目の職員駐車場についてお尋ねします。

先ほど、意味不明の答弁であったわけですが、この厚生事業の中で、駐車場を確保しなければということではいろいろ理由をつけておられました。それなら各市町村、不足分はみんな駐車場を借りているのかどうか、公務員法の厚生事業の中で。例えば成田市でも千葉市でも、そうであれば当然海匝支庁ですか、ここも県で借りるわけですよ。

それから行政財産の利活用の問題ですが、何だかんだって合法だということでございますが、行政財産を個人もしくはただ組織、組織っていうのは何も無いわけですよ、あれね。ただ個人の集まりですよ。そこに貸せることができるのかどうか。違反した場合は、法的な効力はどうなるのか。それとともに、ああいう個人が集まって組織したところに貸してあるわけですが、これは今度は、向こうに料金をもらうということは使用権が発生するわけですよ。それがこの行政財産上妥当なのか。

それで、県との契約ということでこの前答弁いただきました。それが全く違う。それから、県から金が入っていない。そういう個人の集まった組織から金が入っているということでは

よう。これではこの前の答弁、全くうその答弁をしているわけですよ。

まずその辺お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 幾つかご質問がありまして、県内の状況ということがありました。

例えば隣の匝瑳市は、駐車場を市としても確保しちゃってあります。ですので、貸し借りではありませんけれども、確保している所に職員をとめさせている。これもあります。一方で、東金市だとか茂原市などは借りている。借りている所にとめさせていると、こういった事例もあります。全部調べたわけではありますけれども、そういった事例もあるということでご回答させていただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、前回の答弁の中で、私が県というような言い方をしたということで、それが県との、まさしく県に使用許可を出して県からお金をいただいているようなイメージがあったということであれば、これはちょっと誤解を与えた回答だったなと思います。確かに県の職員の集まりの組織が駐車場の使用許可申請を出して、それに対して使用許可を出していると。1年ごとの更新であるという形になっています。

あと、個人、組織、これは多分議員、職員互助会が使うことに対して、それがどうなのということなんだと思います。先ほど申し上げましたとおり、確かにこの庁舎に付随する施設ということで、この駐車場を取り扱っているわけでございます。ただ、市が所有しているわけではございませんので、あくまでも公有財産には実際にはなり得ません。

そうすると、じゃどういう形になるのかということ、その範囲の中で、例えば借用している財産、これは公有財産ではないけれども、その管理に当たっては、公有財産と同一の取り扱いをすることが望ましいというような、そういう解説がございまして、その中で同じような形で取り扱っていると。ただ、駐車場につきまして職員が使用するということは、先ほどの匝瑳市の事例もあります。各市町全て同じだと思うんですね。駐車場を確保して、そこは職員が使っていないのかどうかという話になってしまうと、業務に必要な形で必要なこういう交通の便の悪いところ、例えばバスの便が夕方になったら無い。朝の便も厳しい。そうすると仕事に支障が出る。そういうところの中で、少なくとも駐車場を確保していくことは、行政としてやはり必要なんではないのかなというところが大前提であったと思います。これが平成3年の時の議論で、そのまますっときているということだと思います。

そのところを踏まえて、行政財産の一つとして取り扱うような形で今ずっときているということなので、このところについては、議員のおっしゃることはもちろんよく理解できますし、その部分で議論あるでしょうと言われれば、確かによく議論する必要はあるかと思えます。その部分を踏まえた上で、今の状況にあることはご理解いただきたいなと思っています。

総務課長の先ほどの答弁にもありましたとおりでございます。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 結局行政財産の取り扱いになっているわけですよ。それをどうせなら、何で正面切って市の駐車場としないのか。これではまやかしになっちゃうと思うんですよ。そういうふうに、県の職員、ここに貸しているのは、これは行政財産として取り扱っている中で、実際貸せるんですか。県ならともかくですよ。

それで、この前課長は、議事録を見たら、県に貸しています。県からもらっています。全くこれはうその答弁をしているわけですよ。やっぱり真摯な答弁をしてくださいよ。ただ逃げ口上じゃなくて、正式に答弁してくださいよ。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 県とそれから県の職員が作っている組織につきましては、先ほどお答えしたとおりで、その答弁で行き違いがあれば、私の表現の仕方が悪かった、答え方が悪かったと思います。その辺についてはここでおわび申し上げたいと思います。

あと、県の職員に実際貸せるのかということで、貸せるということではありません。これは使用許可という形をとっておりますから、その使用許可は行政財産に全く問題がありませんので、同じ取り扱いをした中で、使用許可証を出しているということであれば、問題無いものと考えております。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これ幾ら言ってもしょうがないですけども、使用許可もないんです。貸して料金をもらうということは、向こうで使用权が発生するわけですから。これは幾ら言ってもしょうがないので、回数終わりですから、これで。

あと、3番目の行財政改革についてであります。

まず、交付税の今算定替えによって、約20億円もらっているわけですよ。それで今までの累計で約137億円ですか。これは分かりました。

そんな中で、2番目に移ります。行政改革推進課を設置してから24年度までの、課を設置したことによってかなり経費がかかっているわけですね。それと同時に、それから見ると年間幾らも削減していないわけですよ。しかし、この行政改革推進課を設置したというのは、まず、何を目標にやったのか。私はこの10年間ですか、特例期間、ここでもう数字が見えているわけですよ。10年したら約20億円削減されると。その先5年間は激変緩和措置でその20億円が単純に計算すれば約4億円ずつ、そういう交付税が減らされる金額が分かっている中で、それを一つの目標数値として行政改革推進課を作ったと思うんですが。これでは何の数字目標も無くて、じゃこの特例措置が無くなったときにどのように対応するのか。これは市長、当初課を作った目的は、その辺入っていたのか入っていないのか、お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 合併当初から合併特例期間というのは分かっていたわけでありまして、その間、特例期間が終わったら交付税の削減があるということは当然承知をしております、それに向けて行政改革をしなければならないと。行財政改革をしなければならないということは、庁内でも十分話し合っているわけでありまして、それまでに到達するためのアクションプランであるわけでありまして、その中で定員適正化計画あるいはまた徴収率のアップ、そういった部分を含めながら実績を上げていきたいと。そのアクションプラン計画も1次、2次、3次と5年計画でやっていくという、特例期間終了に向けてのシミュレーションを今真剣に研究しているところでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そういう悠長なことを言っていられないと思いますよ。じゃこれが、間もなく約20億円の中で五、六億円減るわけですよ。もう七、八年で20億円減るわけですよ。減ったら、じゃ市長、財政のどこの部分を削るんですか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 交付税が減ってからどこを削るかというご質問ですが、その削る場所を見つけるための作業を今やっているということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、削減額ですが、現実には給与、職員数の削減で既に10億円以上の減が出ているんだということも、併せてご理解いただければと思います。

それから、やってきたことと言えば、公共施設の見直しをしようということで、どのくらいのお金がかかっているか等についても一度まとめましたし、現在また再度、今時点でどうなっているのかという数字もとっておりますので、その結果を市民の皆様にお示しし、その結果として、そんなにかかっているならいらないというものも出てくればと、そんなことも考えて、先ほども言いましたけれども、次のアクションプランでは数値目標を立てたいという中で、その地ならしをしているんだということでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そんな悠長なこと言っていて、結局計画というのは何事にも目標数字というのは入って計画だと私は思うんですよ。人件費で10億円減ったからと言いますけれども、先ほどの説明では人件費幾らも減っていないわけですよ。22年度で6,900万円、23年度で1億7,000万円、24年度でね。これが合併時点からやったってこんなものでしょう。一気にということはないです。20億円の数値が今の予算から20億円減ったら、行政というのは、まず自分らの給料なら給料をとって、それで残ったのを住民サービスなんですよ。一般企業と違うわけですね。

その中で、これをそんな悠長なことを言っていたら、今度は住民サービスみんなできなくなっちゃうんですよ。そういう中で、これからのアクションプラン云々言っていられない。やはりこの一つの特例期間、ここには数値がある程度出ているわけですから、やっぱりそれを目標にやるべきだと思うんですが、それは市長、どういうふうに考えていますか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かにごもつともで、これからきちっとやらなければならないと自覚しているところでありますけれども、例えば公共施設の統廃合の問題があります。各支所には公民館、旧庁舎があります。そういった問題や、ほかにも公共施設、公共用地もありますけれども、施設もいっぱいあります。そういったものの統廃合をするということになると、やはり総論は賛成でありますけれども各論は反対になる。

そういった意味で、公共施設の白書を今作成している、行政改革担当課に命じてやってもらっているわけでありまして、そういった部分で、この公共施設は本当にいるものなのかどうか。やはり合併をしてスリム化しなければならないというのが合併の大きな目的であったのかなと、そんなようにも思いますけれども、なかなかそのところが踏み込めない。

そういうことでありますので、どうぞ議員の先生方にもその辺は十分理解をしていただきまして、統廃合の問題にも積極的に協力をいただきたいと、そのようによろしく願いを申し上げたいと思います。

○議長（日下昭治） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時 0分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 行財政改革につきましては何の計画も無い中で、あとはどのようにするか。やはり特例期間を見据えた中で十分対応していただきたいと思います。

そういう中で、4番目の市の財政状況についてお尋ねしますが、先ほど答弁がありました。だいぶ実質公債費比率等よくなったという答弁ですね。確かによくなっていますが、各市町村もみんな実質公債費比率よくなっているんですよ。これは数字の何かマジックだと思うんですよ。そういう中で旭市が幾らよくなった、よくなったといったって、54市町村で51番目ですか。ですから位置付けとしては全然よくなっていない。ほかもよくなっているんですよ。そういう中でどう思いますか、これ。よくなったって言えますかね、本当に。全部上がっている中で。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今1点、51番目というお話がございましたけれども、実質公債費比率、県内順位24年度の決算を見る限りでいきますと47番目ということで、昨年から四つ順位を上げたということでご理解いただきたいと思います。

前年度との増減ということでマイナスのポイントでございますが、1.7改善したということでございます。じゃ1.7というのは県内でどのくらいの市町村がそこを超えているかということでごちょっと見てみますと、実際には千葉市を入れて54市町村のうち、1.7を超える改善をしたのは3市町村しかないという状況であれば、市としては少し頑張って順位は上がった

ているのかなと、そのように考えております。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしましても、よくなったといっても、やっぱりワーストなんですよ。特に旭市は合併の中で算定替えとかなんとかあるわけですね。ですから私は、現状維持、よくなったといったら上に来て、今度はトップ10あたりに来て当然だと思うんですよ。そういう中で、あまりこれよくなったよくなったって言わないほうがいいと思いますよ。この問題はそんなにやってもあれですから。

次に、起債残高でございますが、先ほど起債残高、それは基金の問題がありましたが、市は市本体の起債しか言わない。旭市には中央病院というものもあるわけですね。本来ならそこも含めて検討する。それから基金もそこも含めた中でやるのが本当だと思いますよ。

よく病院経営、大変だって銚子市、病院にかなりの繰り出しをした中で、銚子市は財政がおかしくなっているわけですね。もし旭市が、病院経営がおかしくなったら、これは繰り出ししたら財調30数億円では、これは何にもならないと思うんですよ。ですから、その辺を踏まえた中で十分検討してもらおう。そういう中で、今までの合併に伴った算定替えによってかなり交付税が来ている中で、この金額は少ないと思うんですが、私は。どう思いますか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 前段のご質問の中で、合併算定替えの累計額というご質問もございまして、そこの中では約137億円程度のお話をさせていただいている。基金が実際に25年9月の補正の段階で、20年と比べて68億円程度の増だということ。年度が若干違いますので、そことの比較はできないわけなんですけれども、ただ、災害がある中でしっかり災害対応もして、しかも合併後の財政需要、さまざまなものがあつた中で、それらに対応して、さらに積み増しをしているというこの努力ではございませんけれども、そういう中で何とか積み増しをしていることについてはご理解いただきたいのと、そのように思っております。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしましても皆さん方、国が金無い中で、交付税、交付税、いつまでも親が金無いのにいつも子どもは金もらえんと思っておりますけれども、そんな中で交付税の国からの出口ベースというのは、10年前も今もほとんど変わらないんですよ。それで、国は算定替えにより、また合併特例債云々、そこを保障したら当然その交付税の基準になる単価が下がっちゃうんですよ。シーソーと同じですよ。一つのパイの中で片方が増え

れば片方が減るのは当然。そういう中で将来を、将来って、すぐ先を見据えた検討をさせていただきたいと思います。

この問題は終わりで、あと5番目の中央病院。

まず、1点目の中央病院の経営状況でございますが、7月末で1億2,000万円のマイナスということでございますが、しかし今年職員の共済金絡みがかなり市からも出る、それから納めなくてかなり出る中で、利益が出ると思うんです。だいたいどのぐらいを想定していますか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、本年度の利益ということでございますが、現状では予算書のほうで計上してございます4,500万円の利益、プラス今回の14億5,000万円。あと、6月の中で報告させていただきました繰越損失の2億1,000万円、そちらのほうマイナスになりますので、現状では12億円から13億円の間という形で考えております。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、25年度はかなりプラスが出るということですね。

そうならば当然に病院、利益が出ていますので、職員にまた期末手当を払えると思うんですが、そういう中で病院経営全体で見た場合、今市から約20億円交付税が行っているわけですね。それと同時に市の病院ですから、固定資産税を市はもらわないわけですね。そうしますと、ざっくりで結構ですが、固定資産税がどのぐらいかかるのか。もし払うとなればどのくらいなのか。それから、そこに交付税プラスして、普通の病院だったら交付税も無い、固定資産税なんかも払わなくちゃならないわけですね。そこで経営をプラスにする中で、中央病院はそれらを含めた中で今後どういう経営の改善をしていくのか、お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） ただいまのご質問で、どのように経営のほうを今後していくのかということでございまして、申し訳ございませんが、今手元のほうに固定資産税の評価がどれくらいになるかというのはございませんけれども、どのようにというところで今病院のほうでもいろんな取り組みのほうはしてございます。

まず、増収と経費の削減と両面のほうから、まず増収策につきましては、診療単価に大きく影響する手術件数の増加のほうに取り組んでございます。また、新たな診療報酬の加算の

取得などにも取り組んでございます。経費の削減につきましても、委託費の削減を図るなど、病院全体で今取り組んでいるところでございます。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 経営状況につきましてはまた後で詳しく聞きますけれども、2番目の市長、公設公営の堅持ということの中で、独法をだいたいの視野に入れているようでございます。先ほどの答弁では、独法以外の今の公営企業全適、一部適用というのは全く考えていないのか。一般市民にすれば、独法というのは公設公営とはちょっとイメージが無いと思うんですね。そういう中で、今後も公営企業全適または一部適用は全く視野に無いのか。その辺お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 公営企業全適が視野に無いのかということでありまして、現在、60年間そういった経営状況でやってきているわけでありまして、このことについては昨年末、医師の大量退職というようなことに、そんな中で中央病院を再検討していく時期ではないのかなと、そんなような思いで検討委員会を立ち上げたわけでありまして。

その検討委員会の意見というか、そういった部分の中で集約されたもので、公営企業より、全適よりは独立行政法人のほうがゆとりのある経営ができるんじゃないかと。そのこともありますけれども、この60年の一部事務組合を含めた市立病院としての公営企業全適ということもずっと黒字を出してきたわけでありまして、今私がどっちのほうへ傾いているかというような部分では、これからやはりきちっと市民にも説明をしながら、そしてまた中央病院の職員あるいは市民のアンケート等も十分とりながら、設置者としての役目を果たしていきたいと、そんなように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長、中央病院にあまりにも無関心じゃないんですか。去年の医師退職と言いますけれども、実際問題、合併して以来ですよ。じゃ、中央病院の医者数どうなっているのか。それから患者がどうなっているのか。単年度ではいろいろあるかもしれませんが。しかしそれを十分把握しているのか。この合併以来ですよ。医者数は増えているんですよ。そして患者は減っているんですよ。中央病院は市の病院でしょう。そういう中で、これは十分把握しなくちゃならないと思います。

それと同時に、先ほど市民の意見云々と言うが、はっきり言って市長、じゃ地方独立行政

法人をどこまで理解していますか。それから職員もまた議員も、その問題を理解している人はいないと思うんですよ。そんな中で市民はなおさら分からない。それに幾らどうしますかって言ったら、これは答えが出るはずないんですよ。そのためにも、やはり独法であればどうなるんだと。独法が本当にいいなら、今のいろいろな検討委員会では独法になったら全てバラ色、医者の問題も解決できる、患者の待ち時間も、そういうことを言われているわけです。しかし、本当に独法がいいなら、全ての病院がそれにしているわけなんです、そういう中での独法に対する考え、お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かに高橋議員から言われるように、独立行政法人になった場合のメリットといいましょうか、特典といいましょうか、改善といいましょうか、そういったものがどれだけ実を結ぶのかなということについては、私自身はさほど理解をできない部分があります。ただ、それと同時に独立行政法人のほうで、先ほども申し上げましたように、単年度予算にとらわれない財政運営、そしてまた柔軟な人事制度というようなことの中で、やりやすいといいましょうか、事業管理者あるいはまた中央病院の幹部の皆さん方がやりやすい状況は作れるのではないかなと。

それと同時に、やはり議会、市が、行政が関与するわけでありまして、中期目標を立てながらそれを議決しなければならないということと、あと評価委員会が年に2回くらい、行政で選任をした評価委員会を作るわけでありまして、それが独立行政法人発足のときの契約といいましょうか、そういった部分で赤字を出したら即交代してもらうよというような部分も含めながらやっていけば、今よりもっと行政がきちっと検査できるのではないかなと、そんなようなことも含めて、私自身は最大限の独法に対する理解、そういったものを今努力しているところでありまして、これは独法というような部分、市民に本当にどのように理解をされているのかというのは未知数でありますし、市民が本当に独立行政法人というような部分が、本当にこれからある程度いろんな機会を通じて知っていかなければならない部分でありますので、そういった部分も含めて、そんなに簡単にすぐできるということには私自身も思っておりませんので、ひとつこれからも、議会もいろんな部分で独立行政法人についてきちっと把握をしていただきながら、最終的には議決でありますので、そういった部分もよろしく願いをしたいと思います。

○議長（日下昭治） 高橋議員、（3）とダブっているところもありますが、3でいいですか、

今。

(発言する人あり)

○議長（日下昭治） 2ですか。じゃ最後の4回目ということで。

高橋議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、2番目の具体的な経営の形態につきましては、公営企業だけではなく、地方独立行政法人を含めた経営形態の堅持ということで理解してよろしいですか。

じゃ、3番目の問題に入ります。

3番目、ちょっと先ほどダブってしまいましたが、この考え方についてでございます。

市長もそれから病院長も、独法になったほうが柔軟な経営ができるというようなお話ですが、私としては、むしろ今の公営企業全適のほうで十分対応できると思うんですよ。結局独法になった場合、例えばこの前いろいろありました。医師マンション建設、どこに建てるかわからないものの予算を持ってきて市長に出せば、市長は私も憤慨しましたと。それで予算と。今度は独法になった場合、市長お願いしますとやらなくちゃならないわけですよ。

それと同時に、今いろいろ柔軟といいますか、じゃ市がどれだけ相談を受けて、それに対して病院がどれだけ困っているのか。恐らく無いと思いますよ。病院独自でやっている中では。むしろ私は公営企業全適のほうがいいと思うし、それで公営企業になったからといって、最後の尻拭い、それは市がしなくちゃならないんですよ。そういう中で私はむしろもっと、やはり病院は市のものだという中で、公営企業全適であろうと一部適用であろうとやるべきだと思いますが、それに対して市長はどういうふうに考えるのか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 予算が、市長ぜひお願いしますというような部分で病院のほうから来るということは、私の理解ではちょっと違うかなと。中期目標の中で、3年度から5年度の中期目標を立てるわけでありまして、単年度予算というのが無くなるということで、その中でその範囲の中で事業をしていくということが建前だと私自身は理解しておりますけれども、その中期目標については議会も行政の執行部のほうも認識をしなけりゃならないと、議会では議決をしなけりゃならないということでもありますけれども、単年度の予算・決算ということはないということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それは全て単年度の予算でも計画でもあって、そこに長期の予算、目

標が出ると思うんですよ。それはちょっと市長、おかしいんじゃないんですか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 中期目標それから中期計画、やはり3年から5年というスパンでの枠組みを組みます。ですから、今市長が言われたように、1年1年の単年度予算に縛られないというような運用ができるということになっております。

以上です。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 結局それがあって、縛られないとかなんとか、それは皆さん方の言葉ですが、まず単年度があり、複数年年度があるわけですよ。その辺誤解の無いようにお願いしたいと思います。

じゃ、次の問題に入ります。

経営に市長が意識を持った人を任命するということでございますが、中央病院の人間関係が全く分からない中で、市長一人であれだけの予算、そして人員がいる中で、果たして任命できるかどうか。そういう中で、任命権者は市長で、これは問題無いです。誰を例えば事業管理者にするか。これは大学だって同じ。大学の学長を決めるときは選挙とかみんなで決めるわけです。会社だって同じです。それと同じで、ある程度のメンバーをそろえた中で私は決めるのが本当だと。そうでなくちゃ、市長、あまりにも責任が重過ぎるんじゃないかと思うんですよ。それ、市長の答弁をいただきます。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かに高橋議員の言われるとおりでありまして、私には荷が重過ぎるということもありますので、各方面にわたってのいろんな有識者の皆さん方と相談をしながら任命をさせていただきたいと、そのように思います。よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、設立者、昔とは違いますよね。市になったわけです。そういう中で、まるっきり昔の一部事務組合、それと変わった中でそのまま踏襲する必要はないと思うんですね。やはり今は今の状態の中で決めていく。そしてまた、やはり餅は餅屋という。医者、前の諸橋さんであればこれだけでした、中央病院これだけ、しかし医者は医者、経営は経営、やっぱりそこで餅は餅屋であると思うんですね。その辺十分考慮

した中で、あまり市長が責任を持たなくてもいいような、責任持たないといったらこれはおかしいですけれども、やはり旭市の中央病院として、これからも盤石な経営体制にできるような経営者を選んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 滑 川 公 英

○議長（日下昭治） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（１２番 滑川公英 登壇）

○１２番（滑川公英） 高橋議員の後で、ちょっとやりづらいんですけども、12番、滑川公英。

平成25年旭市議会第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

東日本大震災の復旧・復興に悩む日本に、明るいビッグニュースがもたらされました。2020年東京オリンピック・パラリンピック誘致の成功です。56年ぶりの快挙です。大変おめでとうございます。7年先の五輪ですが、これを機に日本が明るいムードになれば景気の改善につながり、東日本大震災の復興、デフレからの脱却に弾みがつくことを切望し、旭市でも食材の宝庫を売りにした五輪のキャンプ地誘致等をぜひ実現したいものです。

では、1番目として旭市長の政治姿勢について。

7月の旭市長選において、対立候補を大差で破り、過去4年間の市政運営が信任されました。おめでとうございます。1期目の6分野30項目についての80%以上は実行・実現と自己評価しております。市長の政務報告でも少し今後について触れておりますが、今後4年間の市政目標についてお示し願いたいと思います。

2番目として、ちょっとこれ、ただのソフトになっていますけれども、パソコン基本ソフト、OSです。この終了について。

今も多くのパソコンでマイクロソフト社のOSが採用されています。2002年に市販されたウィンドウズXPが、いまだ2,000万台以上使用されている現状です。XPについてマイクロソフト社のサポートが2014年4月9日で終了し、サイバー攻撃、脆弱性によるウイルス感染、最新の周辺機器が使用不能、問題発生時のサポートなし、ソフトウェアをインストールできない等の影響が出ます。既に企業は対策を急いでいます。そこで、旭市の（１）として、

教育現場での対応。（２）として、行政機関の対応についてお尋ねいたします。

３番目の、再生可能エネルギーについて。

（１）再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が24年７月から始まりましたが、旭市では太陽光、風力、バイオマスが実現可能と思われます。全国では太陽光発電事業が断トツに整備されつつありますが、各道府県、地方自治体で土地リース、屋根貸し、自治体の土地に自前で設置等、取り組んでいる市や県が増加しておりますが、前回質問したように、千葉県北東部の有数の土地持ち自治体の旭市では取り組まない理由をお示し願いたいと思います。

（２）として、旭市でも既に取り組んでいる民間企業がありますが、耕作放棄地を使う事業は、農地法の関係で断念せざるを得ないのが実情です。農業振興法と除外地、第一種農地と第二種農地について、転用の説明を事務局に求めます。

４番目として、行政監査について。

８月の臨時議会で人事案件が成立いたしました。代表監査委員も再任されました。旭市は一般会計、特別会計、企業会計合わせて歳入総額が827億円強です。近隣の市と照らし合わせて巨大な歳入規模ですが、旭市の代表監査の月額報酬は４万9,000円だそうです。ほかから比べるとすばらしいコストパフォーマンスだと思います。近隣の市の歳入と代表監査の月額報酬はどのようになっているのか、お示し願いたいと思います。

５番目として、食彩の宿いいおか荘について。

昨年の７月までの解体が凍結になり、解体予算が廃案になり、３階屋上が避難所に復興交付金事業採択、プロポーザルで２階・３階の営業をみやぎ蔵王高原ホテルに貸付先が内定したわけですが、契約において貸し主の権利の強い定期借家制度か、それとも今までの借家法での契約なのか、お示し願いたいと思います。

１回目の質問を終わります。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 滑川議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、市長の政治姿勢ということでお答えをしたいと思います。

７月の市長選挙の折にも、選挙広報やチラシ、リーフレットなどで、まちづくりの目標・約束として、これからの市政運営の核となる取り組みについて述べさせていただきました。また、去る８月８日の臨時市議会の開会挨拶、今定例会の政務報告でもお話ししております。

が、まずは東日本大震災からの災害復興に取り組み、被災された皆さんに安心して安全な生活に戻っていただくという責任を果たしたいと考えております。

そのほか、旭市の将来の発展に向け、人口減少対策や医療・福祉、食、交流の郷づくりのさらなる充実に取り組んでまいり所存であります。中でも産業発展の起爆剤として、道の駅はぜひ成功させたいと思っております。そして、地域間の交流の大切な動線であります道路整備、特に飯岡海上連絡道、中央病院アクセス道の広域農道までの進捗・整備、南堀之内バイパス等、地権者に協力をいただきながら早急に完成させていきたいと考えております。また、これまで進めてまいりました行政改革の一層の推進を図らねばと考えております。そのためにも、市役所庁舎の建設は不可欠であり、本格的に取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、市民一人一人が固いきずなで結ばれ、合併してよかったと思えるまちづくりを目指し、市政を推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○議長（日下昭治） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから2番の（1）パソコンソフト終了における教育現場の対応について回答をさせていただきます。

平成26年、2014年4月9日をもってウインドウズXPのサポートが終了となりますが、市内小・中学校に整備されておりますパソコンについては、対象となるウインドウズXP製品はありませんので、対応は必要ございません。しかしながら、この後の平成27年度におきまして教職員用のシンクライアント、これは412台ございますが、これにつきましては、平成28年1月12日にサポート期間終了を迎えるため、その対応が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、同じく2番の（2）行政機関の対応についてということで回答させていただきます。

現在、企画政策課で管理しているパソコンですが、全部で700台あります。このうちの668台は既にウインドウズ7となっており対応済みです。残りの32台につきましては、今年度中にソフトのバージョンアップや機器の更新で対応いたします。ウインドウズXPの製品サポートの終了までに、全ての該当パソコンについて機器の入れ替えとサポートが継続している

ソフトへアップグレードし、セキュリティレベルの維持に努めてまいります。

以上です。

○議長（日下昭治） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、再生可能エネルギーの関係で、旭市の取り組みにつきましてご質問がございました。特に、取り組まない理由ということでございます。

取り組まない理由でございますけれども、現実には何度かご質問いただいて、それにお答えしている中では、施設等かなり老朽化しているものが多いということで、まとまったものは難しいのかなということで、耐震性の面からも建物等は難しいという状況を一度お答えしていることです。それとあと土地のリース、確かに土地は相当あることはあります。ただ、その土地につきましては、一度お貸しすると少なくとも20年単位での貸し付けになる。そうすると長期でそこを占有してしまって、その先のことが見えないというところもございまして、ちょっと踏み出すところが少しためらわれると。どうしても慎重にならざるを得ないという状況がございました。

確かに、手持ちの資産を有効に活用して少しでも歳入確保に努めるということは、これは重要なことだと思います。その辺は認識しておるわけでございますけれども、具体的に踏み出せない理由というのは、そういうことかなと思っております。

○議長（日下昭治） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高木寛幸） それでは、一種農地等への農地への転用の説明ということで、農業委員会のほうから説明させていただきたいと思います。

農地に再生可能エネルギー発電設備、これを設置する場合につきましては、農地転用許可を受けてその後設置することとなっております。この場合、転用許可が出る農地につきましては、第二種農地または第三種農地が対象となります。

旭市内での許可の状況につきましては、平成24年度は6件、平成25年度は8月までに2件の転用許可を受けております。この8件全て農振農用地域外でした。農振農用地域内であれば、まず除外が必要ということになります。また、生産力の高い第一種農地におきましては、転用が原則不許可となっております。不許可となっておりますが、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上空部分に太陽光発電設備等を設置する場合につきましては、その支柱について一時転用許可の対象となります。この場合、農作物の品質ですとか単収をはじめといったしまして、営農の適切な継続が確保されることが必要となります。この件につきまして旭市内での申請はまだありません。

転用の許可につきましては、県許可ですので、それぞれのケースによりまして状況が違います。県と協議しながら進めていくことになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（日下昭治） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 4番目の質問でございます。

近隣市の歳入総額と、これは平成25年度の当初予算でお答へ申し上げます。あとは、代表監査委員の報酬月額についてということでした。

旭市のほかに、五つの市ほど申し上げたいと思ひます。

成田市817億円、7万5,000円です。こういった言い方で申し上げます。

香取市559億円、5万7,000円。銚子市445億円、7万6,000円。山武市342億円、5万2,000円。匝瑳市277億円、4万5,000円。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員のほうからいいおか荘につきましてのお尋ねがございました。旧食彩の宿いいおか荘、旭市の貴重な財産でございます。この貴重な財産、今回民間に貸し付けしたい、そういうようなことで議案の提出を行ったわけでございます。仮に、議会の同意をいただきまして、後には契約の手続きに入るわけでありましてけれども、慎重に市の不利益にならないような契約に努めたい。その中で、議員からお尋ねのありました平成12年3月から導入されております定期借家制度、これも視野に入れまして契約に臨みたい。そういうふうに考えております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（日下昭治） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 申し訳ございません。先ほど私、最初に歳入予算額、例えば成田市817億円、あと7万5,000円と申し上げたのが代表監査員の報酬月額ということですので、ご理解よろしくお願ひします。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 市長の市政目標というのはだいたい分かりました。何回も聞いておりますけれども、大きく分けて4点、5点ほどありますが、その予算措置といつごろまでにやるかというのをできれば、まだ4年残っているわけですから、その中で具体的にこの場でお

示し願えればと思いますが。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 具体的な目標といいたいでしょうか、そういった部分は当然この４年間でやっていかなければというように思いで、公約といいたいでしょうか、約束事でありますので、その期間の中ではぜひやっていきたい。ただ、道路とかそういったものはやっぱり地権者との関係もありますので、その辺は多少期間がずれるのかなと、そんなようなところもありますし、行政改革の中での予算の問題、私がやりたいと言っても予算がつけられないというようなこともあるのかもしれないので、今後慎重に庁内でも検討しながら、優先順位をつけながら自分の目標に向かって頑張っていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○１２番（滑川公英） ぜひ優先順位をつけてやっていっていただきたいと思います。

先ほど先輩議員の高橋議員がおっしゃっていましたが、旭中央病院の事業管理者のことなんですけれども、来年の３月いっぱいに取りあえず任期が切れるわけですが、市長としては先ほどの答弁だけなんです。それとも、例えばこの前の検討委員会の中で長先生が言っていましたけれども、そのような中央の見識家、そういう方々の話も聞いて選考していくのか。それとも地元だけでやっていくのか。その辺も、もうすぐ話が出てくるわけですから、ぜひ市長の考えをお示し願いたいと思いますが。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 質問の趣旨の中には入っていないような感じがありますけれども、その点につきましても、当然来年３月、事業管理者が任期ということでありますので、視野に入れていかなければならない一つの任務だと思っております。先ほど高橋議員のほうへ答弁をしたように、今の時点では自分一人では本当に荷が重いというようなことの中で、いろんな方々に、有識者の方々に相談をしながら、来年の３月まで検討していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○１２番（滑川公英） 最重要項目の多分、市長は除いたんですけれども、今までも私は言っていますけれども、医師不足とか、それから診療待ち時間とか、そういうことでは今一番市

民が注目していることなもので、重点項目に無かったので質問したことでありますけれども、その辺のことも、これからの病院にかかる皆様のためにも、ぜひ公明正大な人事をお願いしたいと思います。では、1番目はこれで終わります。

2番目につきましては、対策を十分にとっていくということですので、これは飛ばします。

3番目です。再生可能エネルギーについては、やはり先ほど先輩議員の高橋さんが言いましたように、じゃ本当にやったのかと、行政改革をしていたのか。例えば土地についてはほとんど塩漬けで8年間もしているわけですよ。だったらもうちょっとしみじみやるべきじゃないのかと。それに、例えば太陽光発電に適した土地もいっぱいあるわけですよ。ただ20年がというのであれば、それが言い訳になっているんじゃないですか。

香取市でも、今年の3月に3.5ヘクタールで4,000万円ほど、財政にプラスになるような方向で動いていますよね。千葉市でもそうです。南房総市でも。県内ではそういうことでやっていますよ。例えば千葉市だと、100平米で1万円くらいの賃貸料を取って屋根貸し事業と。やらない手は無いと思うんですよ。今回でも、財政課長は古い建物が多いと言いましたけれども、新しい建物もたくさんあるわけですよ。ところがそれを、ただ太陽光発電やっていますよくらいのことしか乗せていないというのが現状なんですよ。もうちょっと行政が動いているのが全て税金なんですから、行政がお金をもうけたからといって、要するに税金の足しにしたからっていいわけじゃないですか。コストパフォーマンスがありさえすれば、危険性が無い、安全であれば、やはり採用することも考えていってほしいと思いますが、行政改革からどう思いますか。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 行革ということで振られたわけなんですけれども、私のほうで1点お答えさせていただきます。

確かに県内、県のほうが新エネルギーの関係を推進しております。県も太陽光については、富津市・君津市で大規模なものを取り入れている。これは企業庁のほうが実施して、今後、来年ごろですか、稼働するような方向でいっている。新しい建物は議員ご指摘のとおり、確かに今、少しでも電気代の足しになればということでやっていることはやっています。ただ、それを積極的にということだと、確かに少し行政が危険を冒してもということも現実にあるんですけれども、そのこのところの境目というのは非常に難しいところもありますので、

やはり全庁的に議論を進めていく必要があるんだろうと思います。確かに貴重な財産、土地等は市民全体のものというところもあって、慎重過ぎる嫌いというのはあるのかもしれませんが。ただ、少なくとも誰もが納得できるような形で進むというのも一つあると思います。今日改めてまたご指摘いただきましたので、その部分については全庁的な議論を一回してみたいと、そのように思います。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 私は何も太陽光事業だけと言っているわけじゃないんですよね。要するに塩漬けになっている土地が8年間もあるのにもかかわらず、何もやってこなかったこと自体がおかしいんじゃないのかと。その一例として太陽光はどうですかと言っているだけの話なんですよ。その辺はもうちょっとしみじみ検討していただきたいというのが、財政課長に答えてもらえと言った覚えは無いんですけどもね。

もう1個、先日安倍総理は9月8日の記者会見で、原発のシェアを低下させ、再生エネルギーのシェアをアップすると発言されております。今3市で建設しようとしているごみの焼却場なんですけれども、燃焼方式がシャフト炉で採用されるような雰囲気になっていますが、今このような話の中であれば、例えば発電についてはどのような出力をそこで採用していくのでしょうか。今からのことですから、当然そのような発電を主眼にしたごみの焼却場というのは、当然のことだと思いますが。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） その点につきましてはまだはっきりと決まっておりません。最終処分場の選定委員会がございまして、またその辺で検討すると思います。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

4月に実際にはシャフト炉の方向で採用するんじゃないかと言われていましたけれども、明智市長はそれを遮ったというような話を聞いておりますので、ぜひ今の時代に合った採用、例えば発電を主にした、そういうこともぜひこれから考えていただきたいと思います。

（2）なんですけれども、県はソーラーシェアリング事業についてモデルにはなっているんですよね。旭市ではまだ全然やっていないし、なおかつ、作物もどのようなものかというのが分かっていないんですけれども、例えば旭市でそのようなことができるとしたらどのよ

うなものができるか、農水では検討したことがあるんでしょうか。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 検討したかといえませんが。ただ、全国の事例を見ておりますと、いわゆる農業用の発電ということでの事例を申し上げますと、例えば土地改良区での小水力発電、あるいはこれは酪農家の皆さんが共同でやっております太陽光発電、それらを経営の中の電力に使用しているという事例は聞いたことがございます。旭市では、まだ農水産課としてはございません。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） ぜひ県のほうともタイアップしていただきまして、例えば普通の野菜とかそういうものであれば、スリット型にして半分くらいの能力しかないんですよね。ですけども、下に作る作物については、何も太陽光やらないところの8割の売上げが3年間続かないと駄目というような規定になっていることなんで、本当にそれでいいのかなと。農水省は規制するし、資源エネルギー庁、経済産業省はどんどん進める。政府の中でも綱引きをやっている、バトルをやっているということなんで、その辺は我々みたいな農業地域の中で、要するにもう農業ができない耕作放棄地、特に田んぼよりも畑の耕作放棄地というのは無理なところがたくさんあると思うんですよね。そのことにつきましてやはり行政の側からも、例えば県とか国にやっていることがおかしいんじゃないかと、そういうような情報発信も必要ではないかと思います。

そのことによって、農業経営に対するソーラーシェアリングと同じように、発電したことによって農業経営を助けるということであって、これはTPPによって農業が危機的な状況になると言われていますけれども、農業をやっていく人にとっては、そういうことを導入することによってプラスになるわけですから、ぜひそういうことにつきましても情報発信を、千葉県で一番の農業生産額を誇る旭市ですから、やっていただきたいと思うんですが、行政としてはどのように考えていますでしょうか。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、我が課のほうは経済産業省とのかかわりということなので、推進をする立場ということで回答をさせていただきたいと思います。

今議員からありましたように、実はこの再生可能エネルギー、いろんな規制がございます。

今議論のありました太陽光発電、これだけでも土地の取引あるいは土地の造成、さらには土地利用、事業認可、そういうようないろんなもろもろありまして、56項目クリアしないと実はなかなかできないという、そういうような手続きにいろいろ今問題があるというのは承知しております。

県庁内には、新エネルギー振興室という商工労働部の中にございます。この中でも、今日議員からありましたように、耕作地として利用が困難な土地を利用した農業資源活用モデル事業、さらには新エネルギー施設を観光景観としての活用を進めよう。そんなことで観光地活性化モデル事業、こういうことを現在進めております。

こういうような中で、ぜひ現場の声をこの法規制の緩和、あるいは各種補助制度の創設、そういうことを担当課のほうに申し入れしていきたいなど、そういうふうに考えています。

1点だけちょっとご報告させていただくと、まさしく議員のほうからありましたように、声を出さないとなかなか変わっていかないと。その大きなものが日曜日のある新聞に、先ほど農水産課長からありました小水力発電という事業がございます。この旭市は平たんであまりなじみは無いんですけれども、傾斜地のほうへ行きますと大きな発電効果がある。ここの小水力発電、今まで許可制であったものがなかなか前へ進まない。そんなことで現場からの声をいろいろ届けた中で、国が制度改正をして、これは河川法を改正するわけですが、今回は登録制にすると。そんなことで、議員から言われましたいろんな声を、まずは公務員のルールとしまして千葉県庁、ここに届けていきたい。そういうふうに考えています。よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 農水産課長、答弁ありますか。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 議員おっしゃいます耕作放棄地ということでございますが、確かに遊休農地という部分はございます。ただ、農業委員会の判断は、その農地全てが再生可能との判断をしてございますので、耕作放棄地はないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

畑については、現実には耕作放棄地というのはなかなか原状には復帰しないというのは、誰が見ても明白なことなんで、その辺につきましては、規制緩和というのは絶対必要ではないかと思って発言しておりますので、ぜひ国や県にも情報発信をお願いしたいと思います。

そういうことでお願いいたします。

4番目の行政監査のことなんですけれども、月額監査報酬というのは、断トツにコストパフォーマンスがある旭市なんですけれども、これは改定するとか、代表監査の副監査を増員するかという考えは、行政としてはお持ちなのでしょうか。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 監査委員の問題ですけれども、確かに800数十億円に上る予算規模を持っている旭市が、2人ということの現状のままでいいのかという部分、今庁内で検討しているところでありまして、その結論を3月議会くらいまでに報告したいなと、そういった部分で今検討しているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 6月議会でも、私は中央病院の監査については、医療監査に精通している中央の監査法人に委ねるべきではないかと質問をいたしましたけれども、検討するとの市長の答弁がありました。今も答弁でもそうですけれども、その場合、3月までと言いましたけれども、じゃ条例改正をして同じ金額でいくのか、その辺もお伺ひしたい。

それと、先ほど高橋議員がおっしゃった、このままの制度のままの全適でいくのか、それとも地方独法化した中でやっていくか。その辺の兼ね合いもこの監査法人の増員にはあると思いますので、それも含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 当然3月ころまでには条例案を出しまして、監査については結論を出していきたい、議会にかけたいと、そんなように思っております。

それと、独立行政法人と公営企業全適の問題については、まだ8月、検討委員会の検討結果が出まして、その後私も選挙がありまして、なかなか取り組めないでいたわけでありますので、これからきちっと市民サイド、そしてまた病院サイド、そして議会サイドの皆さん方に理解をしていただくといいでしょうか、どっちがいいのかというような部分で、それも含めながら検討していただきたいと、そういうような段階でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、よろしくお願ひいたします。

では5番目なんですけれども、聞き間違えちゃったのかな、定期借家制度でいくのかな、それとも普通の借家制度でいくのかな。いいおか荘について。

(発言する人あり)

○12番(滑川公英) 定期、はい、分かりました。

(発言する人あり)

○12番(滑川公英) ならない。

(発言する人あり)

○12番(滑川公英) 不動産のよく知っている大先輩が、定期借家制度は使えないと言っていますけれども。

改修費が2,250万円プラス行政側の改修費が8,300万円で、計1億円からの改修費です。昨年度プロポーザルで参加したグロリアの5,000万円の改修費の倍。商工観光課の示した2億円以上の半分。これで検討委員会が納得したのでしょうか。借り入れで改修費を払うということは、匝瑳市の望洋荘が年間リース料が240万円で営業しています。いいおか荘は、市が修理費を全部払うとなれば、年間225万円のリース料を取ると同じような関係になるのではないかと思います、行政のほうはどのように思っているのでしょうか。

○議長(日下昭治) 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長(堀江隆夫) 今議員のほうから改修費のご質問がございました。当初、商工観光課の中で2億円とかいろいろ改修費があったかと。あれはあくまでも改修費ということじゃなくて、当時の被害額ということで私は聞いております。例えば、駐車場等に亀裂が入った。これは新たに直した場合とか、そんなことであくまでも直すということじゃなくて、被害があった金額ということで聞いております。

今回は、ご承知のようにいいおか荘、市が直すんじゃなくて、直接使っていただく方に自分たちの使っていく部分については直していただく。そういうことで今回公募をさせていただいたわけであります。

隣の匝瑳市にありますのさか望洋荘、ここは大きな被害が無くて、その時に貸したわけですので、現時点で月額20万円ということで聞いております。今議員からありましたように、年間240万円。ただし、市のほうにお金が240万円入りますけれども、大きな修繕、これについては市の負担ということで聞いております。

そんなことで、どちらの選択がいいかはちょっと別にしまして、今回いいおか荘の再建に

つきましては、使っていただく方に直していただく。そんなことで、この部分が今回の、担当課としましてはこれが一番かなと、そういうふうに今回考えております。

以上です。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 東北3県の観光事業関係者の中には、営業を再開せずに福島原発の風評被害で悠々と暮らしている方もあったやにマスコミの中では報道されていますが、それから比べると、今回のプロポーザルで内定した業者の経営方針を見ますと、公益性を重視し、地域に貢献する企業とうたっています。補償金を総売上げに加えても、とても元の営業額には達しませんが、それはどこでも同じだと思いますが、その中で東日本大震災後も地域のためという検討していることを、やはり検討委員会の中では評価したのではないかと思います。一つだけ懸念がありますが、合同会社のちょっとした説明をお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 相手方、今回、今契約をしようとする相手方の経営体のご質問にありました。まさしくなかなか宮城県、人が観光に来てくれないという、前回あるところで言いましたように、福島を通してなかなか東京の人が来てくれないという。ただ、現時点ではだいぶ元の姿には戻りつつあると。ただ、その戻りつつあるのも、実は現場でのいろいろな努力というようなことで、阪急交通社というところとタイアップを組んで格安のパック旅行を仕組んだり、あるいは近隣のお湯をめぐるツアーを仕組んだり、そんなことで今回こういう業者が手を挙げてくれたということで、実は選考委員会の中では期待が持てるんじゃないかなと、そういうことで選考したというふうに理解をしております。

今お話がありました合同会社、一口に言いますと、できた背景が、先般言いましたように研究機関と資金力のある会社、ここが手を組んでと。資金力が無いとなかなか作った製品が前へ行かない。そういうようなことで資金を出すところとノウハウを出すところ、これが組んで合同会社を作って、その代わりにもうけた利益についてはみんなで分配しましょうと、そういう仕組みだということで理解をしております。

今回は、いろいろ株式会社社長という立場じゃなくて、あくまでも社員の代表というようなことで、職員と一緒にこの施設を盛り上げていこう、そんなことで聞いております。

以上です。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 合同会社は、平成18年に有限会社が設立できなくなったということで、ベンチャー企業とか会社を起こす人に有利な方向でということで、国が作った制度なんで、例えば社員が1人で全額出資を持つというのも、結構今、合同会社が一番多いんですけども、その中で1人でも100%出資を持っているというところがだいぶ多くなっていますので、その辺で皆さんも疑われるところもあるかもしれませんが、それはベンチャー企業という方向で、国のほうが認めた制度だと思いますが、行政のほうではそれをどのように見ているのでしょうか。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） すみませんでした。私がちょっと説明不足を今議員に補っていただいたような感じで、まさしくそのようなことで聞いております。間違いの無い会社というところで我々は理解しております。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時30分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時30分

○副議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 飯 嶋 正 利

○副議長（景山岩三郎） 続いて、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（2番 飯嶋正利 登壇）

○2番（飯嶋正利） 2番、飯嶋正利です。

平成25年第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。私は今回大きく3点ほど質問させていただきたいと思います。

1 点目、市長の政治姿勢についてということで、先ほども滑川先輩のほうがいぶ長くやっていたいたんで、その辺のところも含めて（1）番、2 期目がスタートして、今後の4 年間の重点政策についてということで、市長のほうにお聞かせいただきたいと思います。

2 点目の（2）番、選挙公約について、これも一番目と併せてお答えいただきたいと思います。

（3）番、復興についての取り組みはということで、復興について目に見えるものと目に見えないもの、例えば農業問題につきましても、海岸沿いは震災で津波や液状化におきまして、農地・施設とも大きく傷んでおります。今後の農業振興策のようなものも併せてお聞かせいただきたい。このように考えております。

大きな2 番、都市計画について。

（1）都市計画の進捗状況についてお聞かせいただきたいと思います。

（2）番、合併後の都市計画税の収入について、どのくらいの額になっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

（3）番、都市計画税の市民への認識についてということでお聞かせいただきたいと思います。

（4）番目、旭市全域を都市計画区域にするのかということをお聞かせいただきたいというふうに考えております。

大きな3 番、保育所について。現在の保育士の正職員と臨時職員の人数についてお知らせいただきたいというふうに思います。

（2）番目、長期の臨時職員の処遇・待遇についてお聞かせいただきたいというふうに考えております。

（3）番目、年齢別措置児童に対しての保育士の配置についてということで、もちろんこれは国の基準があると思うんですが、それについてお聞かせいただきたい。現状についてお知らせいただきたいと思います。

（4）番、児童の給食について。これについては、今アレルギーの子どもが非常に多かったり、いろんなアレルギーがございます。それについての対応策というようなものを、保育園として講じているのか、お聞かせいただきたい。

（5）番目、災害時の備蓄について。保育園は原則として災害があった場合、親御さんが迎えに来るとというのが原則ではあると思うんですが、保育所の備蓄についてもお聞かせいただきたいというふうに考えております。

(6) 番目、保育士等の採用についてということで、今年度より再任用の制度があると聞いております。保育士についてもどのように考えているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

1 回目の質問は以上で終わりにします。再質問は自席で行います。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 飯嶋議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、市長の政治姿勢についてということで答弁をしたいと思います。

2 期目の重点政策ということで、先ほど滑川議員のほうへもお話をいたしました。大きな目標としまして三つほど掲げてこれから市政を進めていきたい。まちづくりを進めていきたいと思っております。何といたっても最大の責任といいましょうか、この4年間で成し遂げなければならないことは災害復興ということであります。細かいことにつきましては、2 番目の選挙公約ということでもう一度お話をしたいと思います。

二つ目には、全国どこでも進んでおります人口減少対策。人口増につながる、そういった部分での政策をぜひやっていきたい。そういった部分で人口減少対策をメインにしたいと、そんなように思います。

もう一つは三郷構想であります。これは前の市長からもずっとまちづくりの基本に、リーディングプランにしているわけでありまして、医療・福祉の郷、食の郷、交流の郷づくりをさらに充実をしていきたい。そんなように取り組んでいきたいと考えているところであります。

2 番目の選挙公約ということで、今掲げました問題について細かく目標を約束させていただきました。まず、災害復興でありますけれども、被災者の生活再建ということで、いろいろこの生活再建についてはあると思います。先ほど議員からお話がありましたように、目に見える形での災害復興、あるいは見えない形での災害復興、両方あると思いますが、目に見える形での災害復興ということでは、インフラの整備でありますけれども、海岸の防護施設、これは県の事業でありますけれども、市有地の防風林もあります。そういった部分では、27 年度いっぱいには防護施設を完成するというこの中で、ぜひ県と協力しながら、予算をつけながらやっていきたい。

防災林の防護施設は、今回建設課、農水産課の本当に精力的な活躍の中で、いろんな残土

の確保もできているようなところでありまして、市の防風林は順調に今進められているところでもあります。また避難タワー、今年2基計画をしているわけでもありますけれども、タワーの早期完成、あるいはまた避難道路、このことについてはいろいろと復興庁にかけ合っているところでもありますけれども、なかなか避難道路としての認定は、査定は厳しいというようなことの中で、ぜひ1本でも進めていきたい。そんなように今交渉をしているところでもあります。

見えない形での生活再建の支援ということでもありますけれども、これは継続的にやっております、災害復興のためにいろいろ整備をしていくための利子補給、あるいはまた中小企業再興支援金といいましょうか、グループ補助金を国でやらなかった分、今回も議会に補正予算で通していただきましたグループ補助金の3,000万円、それに今後ともそういった部分であれば、希望があればやっていかなければならないのかなと。

また、本当に一番大事であります防災教育や津波教育の充実といいましょうか、小学校・中学校でのそういった教育を、きちっと子どもたちに教えるということが大事だ。そんなような思いの中で、このことも教育委員会の中でぜひ継続してやっていただきたいなと。そしてまた津波避難訓練、総合防災訓練、そういったものも充実、発展をさせていきたいと、そんなように思っているところでもあります。

地域経済の再興ということで、これは経済の起爆剤といいましょうか、そういった部分で道の駅をやっていききたい。また、在来企業への支援といいましょうか、今企業誘致というのが非常に厳しいような状況の中で、今ある企業に対する支援策、そういったものをどんなものができるのかなということも、ぜひこれからやっていきたい。そんなように考えているところでもあります。

災害復興ということで、本当に想定外の大災害が私の任期にありました。2年半そのことに本当にいろんなスケジュール、頑張ってきたつもりでありますので、この責任はぜひ自分の任期の中においてきちっと災害復興をしていきたいと、そんなように思っている次第でございます。

また、人口減少対策ということの中で、いろいろこれまでも進めてまいりました定住促進奨励金の助成、このことについても少し拡充していければなと、そんなふうに今考えているところでもあります。また、中学校3年生までの子どもの医療費の無料化、今300円もらっているところの、そのことについて無料化の方向で考えていきたいと、そのように思っている次第でございます。出産祝金の拡充、これも少子化対策にはぜひ必要であると、そんなよ

うな思いの中で、出産祝金の拡充。そしてまた第3子保育料、幼稚園保育料の軽減、無料化に向けての軽減をしていきたいと、そのように思っているところであります。

また、教育、子育て世代への支援ということで、若い両親、そういったものの子育てに対する不安、そういったものを本当に相談センターやら子育て支援センター、そういったものを充実していきたい。そのようにも思っているところであります。

医療・福祉の郷、食の郷、交流の郷づくりということでもありますけれども、医療・福祉の郷は、当然旭中央病院を核とした医療体制、医療連携、そういったものを横断的に検討していかなければ。そんな中で持続的、安定的な中央病院の確立をしていきたいと、そんなように考えている次第でございます。

道の駅の早期完成は先ほども申し上げましたように、27年10月にオープンしたいと、そのように思っております。

文化、スポーツ、まつりの開催を、これからも支援していきたい。人間の力といいましょうか、人間の心はやはりまつりやスポーツ、そういったものを通じて勇気と元気そしてにぎわい、そういったものが作られるものと、そんなように思っているところでありまして、今回のオリンピックの招致が本当にいい機会でありまして、国民が本当に希望を持てるこの7年間、その先もそういった部分で少しは波及をしていける。そんなような中で旭市もぜひそれに乗って、あやかっって頑張っってまちづくりを進めていきたい。

昨日もいろいろな要人と会いましたけれども、そんな中で国のほうの方にもぜひそういった旭市もオリンピック誘致に乗り遅れないような形でやっていきたいと思っておりますので、ぜひお願いしたいと、そんなことを要望してきましたので、皆さん方にもいろんな部分でこれからもご意見を聞かせていただきたいと、そのように思います。

以上です。

○副議長（景山岩三郎） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 私からは、2番目の都市計画についてのうち（1）と（2）についてお答えいたします。

（1）の都市計画の進捗状況についてですけれども、都市計画は都市計画法やその他の法律に基づいて適正な制限または誘導のもとに農林漁業との調和を図りながら、災害に強い健全で文化的な住みよいまちづくりのための計画であります。旭市総合計画においても、新たに都市計画を定めるとしており、これを受けまして市町村の都市計画に関する基本方針であります旭市都市計画マスタープランは、平成22年3月に完成いたしました。この都市計画マ

マスタープランに基づきまして、新市における都市計画の見直しを実行するため、建築物の実態調査及び道路調査等を開始いたしましたけれども、平成23年3月の東日本大震災により震災対応を優先しまして、見直し作業は一時中断しておりました。

現在は調査を再開するとともに、都市計画区域変更の決定権者であります千葉県との協議を進めているところであります。今後、この調査結果に基づきまして地域別の課題や特性等を検討した中で、県都市部局及び農林部局との調整を進め、住民説明会の開催、またその中でのご意見をいただきながら合意形成を図り、議会や関係機関からもご意見をいただきながら、都市計画の見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、（４）全地域を都市計画区域にするのかということでございますけれども、都市計画区域は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、総合的、一体的観点から土地利用のあり方、道路や公園等の都市施設の整備についての計画を策定し、実現する区域でございます。平成24年3月に策定いたしました旭市総合計画後期基本計画においては、「秩序ある土地利用の実現を目指し、均衡あるまちづくりを計画的に進めるため、市全域を視野に都市計画区域を拡大します。」としておりますので、この総合計画及び都市計画マスタープランに基づきまして、本市の都市としての将来像を実現するために、今後、市全域を視野に入れて見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、都市計画についての合併後の都市計画税の収入について申し上げます。平成17年度の合併から平成24年度までに収入いたしました都市計画税は、18億3,232万4,026円となります。また、25年度の収入見込額を合わせますと、総額で約20億6,500万円となります。

続きまして、都市計画税の市民の認識でございますけれども、税務課としましては、都市計画税の市民への説明につきましては、具体的には家屋を新築した場合、増築した場合の調査時に都市計画税の税率等を説明いたして、課税される旨説明をしております。また、ホームページにも市税の一つとして内容を掲載しているところでございますけれども、今後、どのような方法で市民の皆様に分かりやすく周知できるか改めて検討し、実施していきたいと考えております。

4番目の全地域を都市計画区域にするのかというようなご質問でございますけれども、海上、飯岡及び干潟地域が都市計画区域に指定されたとしても、都市計画税を課税するか

どうかにつきしては別と考えます。都市計画税は目的税であることから、市民に受益をもたらす事業があることが前提となります。都市計画税を課税するかどうかは関係各課との協議により決定するものと考えております。また、旭地域につきましては、都市計画事業が継続されておりますので、都市計画税につきましては今のまま課税していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、飯嶋議員の3番目の保育所について、私のほうから（１）、（３）、（４）、（５）についてお答えさせていただきます。

初めに、（１）保育士の正職員と臨時職員の人数についてお答えいたします。

干潟保育所を除く13公立保育所の保育士の人数は、本年8月1日現在で、所長を含め正職員88人です。臨時職員は29人で、別に産休等代替職員7人が勤務していますが、この産休代替等を除きまして、保育士の合計は117人です。臨時職員の割合は24.8%となっています。

次に（３）ですが、年齢別の措置児童に対しての保育士の配置についてお答えいたします。

本年8月1日現在、干潟保育所を除く13公立保育所の入所児童数は、管外からの受託児童を含めて1,065人です。千葉県の条例に定められた保育士の配置基準による保育士数は84人となりますが、本市では、所長を除いて基準を上回る102人を配置しております。

次に（４）ですが、児童の給食についてお答えいたします。

アレルギーのある入所児童は増加傾向にあります。今年度13公立保育所のうち、9保育所で19人の児童が卵、牛乳、魚等のアレルギーということで給食の対応を行っております。保育所入所児童については、まず入所申請の際にアレルギーの有無等の申し出をいただいております。給食・おやつ対応が必要な児童については、入所後保育所長、担任、栄養士、調理員が保護者と面談をし、除去食等について相談しております。加えて、毎月の給食等献立表と材料表を事前に保護者へ配付し、食べられない食材を確認していただき、除去食・代替食で対応しております。

また、入所後、児童が血液検査等を行った場合や、職員の異動により相談の必要が生じた場合には、その都度保育所職員と保護者で面談を行い、情報の共有を図って対応しております。

最後に（５）ですが、災害時の備蓄についてお答えいたします。

大きな地震等の際には、原則として保護者のお迎えをお願いしているところです。万が一

の場合の際の保育所での食料等の備蓄については、各保育所で消耗品費や賄材料費で飲料水やおやつを購入し保管しています。保育所の児童数により異なりますが、飲料水はおおむね8リットルから50リットル、おやつは保育所で児童全員が1回程度食べる量で、それぞれ賞味期限内に使用され、その都度新しいものにして保管しております。

今後、この備蓄品の購入費については、現行とは別に対応していきたいと考えています。

以上でございます。

○副議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、3点目の（2）長期の臨時保育士の処遇についてということでありましたんですけれども、以前議員は、近隣では一時金を支給しているところがあるように、旭市ではどうなんだということを言われたことがあります。そのことに絞ってお答えさせていただきたいと思います。

保育所に勤務している臨時職員の保育士は、長期間の雇用を前提として採用しているわけではありませので、一時金を支給するのはいかがかなと思うわけです。これは、旭市一般職の職員の給与に関する規則がありまして、その中で臨時職員には期末・勤勉手当を支給しない旨を規定してあります。支給する場合には条例で規定する必要があるわけでありまして。ご質問の処遇ということですので、これは年収ベースで近隣との均衡を図ると、こういったことで考えていきたいと思っております。

それともう1点、3点目の（6）保育士の採用についてということですので、これは再任用についてのご質問でした。お答えいたします。

来年度から、雇用と年金の接続を図るため、退職者の再任用が義務化されるわけでありまして。旭市でも定年退職者の再任用については、アンケートを行うなどしまして、定年退職者の意向を尊重しながら、この意向を尊重するということがあるんですけれども、進めてまいりたいと思っております。

定年退職する保育士については、これまでの経験・知識が幅広く活用できるということを考えております。例えば、経験豊富な保育士に子育ての相談業務などについてもらえれば、保護者の保育行政に対する信頼感も増し、質の高い保育につながっていくものと、このように考えております。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは再質問のほうをさせていただきます。

1 点目です。市長の政治姿勢についてということで、市長も大きく三つという話がありました。それについて、もちろん数字的な目標を掲げられるものと、掲げられないものがあると思うんですが、具体的に、例えばこういった人口増であればこのくらい増やしたいとか、そういった数字目標というのも掲げるのも、これはあくまでも目標なんで、それが達成できる、できないということではなく、目標を掲げていただけるのはいかがかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） あくまで選挙中に掲げた目標、公約でありますので、これから庁内で具体的なことについては検討していきたいなど。みんなの協力がなければできないわけでありますので、市長一人でみんな何でもやれるというような今は社会状況ではありませんので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2 番（飯嶋正利） なかなか難しい問題ではあると思うんですが、目に見える形でのそういったものもいいのかというふうに思いましてご提案いたしました。1 点目はそれで結構です。

2 番目も先ほどお答えいただいたんで結構だと思います。

3 番目の復興の取り組みについてということで、先ほど農業関係のほうのもちょっとお話ししましたが、実はこの海岸地域、非常に施設なんかでもどうでしょう、八銚線から上から比べるとだいぶ持ちが半分以下、3 分の 1 ぐらいになってしまいますね。そういった面で、例えば今出ているリフォーム事業なんかというのは、やっぱり数が足りないのかなというふうに思います。

例えば、変な話ですけども、干潟町で同じハウスを立てた場合、一生もの、もあるかもしれないけれども、この海岸沿いでやると 3 回くらい建てる分でかかってしまうんですね。そういったことも今後の事業として、農業振興ということを出していただければ。もちろんこれは県の枠があるんですが、考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 園芸振興という観点でございますが、ご承知のように千葉県は新たな総合計画を今策定中でございます。先日も報道がございまして、千葉県は残念ながら

茨城県に甘んじた全国4位ということで、今回総合計画の中では、園芸振興に重点を置くということでございますので、旭市といたしましても、県に枠の拡充を要望していきたいと思っています。ひいては旭市内の農業者の方の支援にこれをつなげていきたい、そのように考えております。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、2番目の都市計画についての質問に行かせていただきます。

そもそもこの都市計画というのは、計画的に開発をするということが一つだと思うんですが、もちろん震災があっているいろんな理由で遅れてきたと思いますが、具体的にどういう理由でこういうふうに遅れてしまったのか。また、地区懇談会でもいろんなお話が出ていると思うんですね。そういった面での市民の反応というか、そういったものをお聞かせいただきたいと思っています。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 遅れている理由というか、どういう状況ですかということですが、今おっしゃいましたように、確かに震災で一時中断しておりました。あと、都市計画区域となりますと、建築制限、建築確認の関係、あと税の問題もありますけれども、市民からしてみればいろいろ負担になる面もあるかと思います。

その辺をご理解いただくために説明会を行うんですけれども、まだはっきり言いまして説明会まで行く準備ができていない状況です。といいますのも、都市計画を定め、また用途地域とかを定めていくためには当然農林部局との調整が、一番時間がかかる場所かと思いますけれども、その辺がまだ調整が進んでいない状態ですので、なかなかまだ説明会まで行けない状況ですので、これから県の農林部局、国も含めて協議を進めながら、なるべく早い段階で住民説明会まで行きまして、住民の方々に説明をしていきながら、合意形成を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 一つに、税がかかるということにアレルギーというのはあると思うんですね。

それじゃ、この都市計画、何年くらいで引く目標でしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） お答えいたします。

何年ぐらいという具体的な年数ですけれども、現在のところまだ協議に入る段階ですので、何年とは言えませんが、できれば総合計画の目標であります平成28年度をめどに考えていきたいと考えております。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 分かりました。

じゃ、2番目の合併後の都市計画の収入について。約20億円というふうな税額がございました。非常に大きなお金だと思うんですね。旭市の場合の60数億円の税収から比べれば3分の1に近い額。これについてどう考えているのかというのは、何かございますか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） トータルの額につきましては、25年度まで合わせますと約20億円ということで、非常に大きな金額になっておりますが、合併後旭地域の税ということでなっておりますけれども、実際にこの都市計画税が使われている事業につきましては、財政のほうで把握していると思いますけれども、下水だとか都市整備事業について費やしておりますので、その事業自体はこの20億円の額から見ますと、それよりもだいぶ大きな額ですので、実際に財源としては全体の事業から見れば額的にはまだ少ないんじゃないかというようなことで、今認識しております。

以上です。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 今の課長のお答えですと、税収がその事業に見合うか見合わないかということはまた別な問題だと個人的には思うんですよ。

近隣の合併した市町村、この都市計画税の状況はいかがでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 近隣の状況でございますけれども、銚子市につきましては、銚子市全域でございます。税率につきましては旭市と同じ0.2%ということであります。匝瑳市につきましては、都市計画の課税はございません。それから、横芝光町につきましても課税は

ございません。

香取市につきましては、小見川町と佐原市の税率が不均衡でありましたので、これを平成23年度小見川町の率0.2%に、佐原市のほうが0.3%でしたので、0.3%から0.2%に引き下げまして、現在は佐原と小見川地域だけに課税しておりまして、栗源、山田につきましては、旭市と同じように区域の拡大について今検討をしている状況でございます。

以上です。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 先ほどの旭地域のための課税は続けるという話で、このままずっと旧旭地域だけに課税をしていくのかと。多分皆さん、この旧旭地域だけ払っていただければいいんだなということは思っていないと思うんですよね。それについてご見解いかがでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 現状につきましてはそういう状況なんですけれども、先ほど都市整備課長がご説明しましたとおり、見直し作業に入っておりますので、その見直しの状況によりまして区域のほうが決まってくると思います。都市計画税というのはあくまでも先ほど申しましたように目的税でございますので、事業計画に基づいて課税されるということでございますので、都市計画の見直しの状況により税のほうは判断していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 2番目はこれで4回目が終わったんで、じゃ3番目の都市計画税の市民の認識についてということで、6月1日の広報あさひには、都市計画税は都市計画地域内の土地・建物に課税されますと。旭地域の一部に課税されますとありますが、旭地域の中で農地・山林以外の土地・建物を所有している方で、課税されていない方はどのくらいあるのでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） ご説明いたします。

都市計画税の納税義務者でございますけれども、土地につきましては1万1,347名、家屋に対しましては1万3,107名、土地プラス家屋の実数ですけれども、1万7,007人でございますので、固定資産税の全体の納税義務者が3万211人でございますので、割合的には57.5%と

というような、固定資産税から見た都市計画税の納税義務者でございます。

以上です。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） そうすると、この57.何%しか課税されていないということは、農地以外の土地を持っている人でも課税されない方があるということですか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し……

（発言する人あり）

○副議長（景山岩三郎） 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 都市計画税の面積からちょっとご説明いたします。旭市の全体の面積に対しまして、都市計画の区域面積につきましては、それを割りますと39%でございます。それで、なおかつ全体の面積の中で課税されている面積が13.8%ございまして、農振農用地地域を抜いておる関係がありますし……

（発言する人あり）

○税務課長（佐藤一則） それで、あと非課税地域がございます。その面積等を差し引きますので、実際はそういう非課税の面積がございます。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 現状としてはこれ、ほとんど無いわけですよね、課税されていないところを持っている人。

それで、この広報に一部というふうな文字になってしまうのかなと。納税というのはやはり納税者が何のための納税かということをきっちり理解して、ましてこの税は目的税でございますので、何かわざわざ分かりにくく広報でも説明して、分からない間にとってしまおうみたいな感じが私には幾らか見えるんですが、なぜきっちり旭地域の皆さんには全てかかっていますよというふうなことは言えないのでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） ホームページ等、うちのほうでも新たに見直し今しました。その中では、確かに固定資産税の一部というような記載で掲載されております。内容的に税の説明、全ての税目を細かく説明している中で、都市計画税だけがちょっと記載が紛らわしいというか、ぼやけたような記載になっておりますので、先ほど申し上げましたように、広報をこれ

から出す中、それからホームページも新たに詳細を、都市計画税につきまして記載見直しをしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ちょっと違う質問をしてしまったので4回終わってしまったので、4番目の全域にかけるのかということで、都市計画を引くのかということで、先ほど引いていくというお話がございました。引いていくのであれば、この今旭地域にかかっている都市計画税、その間ほかの地域が都市計画が策定できるまで、税の執行を停止してもいいんじゃないかなと。逆に改めてそこで税をかけるのか、かけないのか、改めて議論をする。そういうことでもいいのかなというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 先ほど来都市整備課のほうからご説明がありますけれども、これから区域を見直す等、それから今までの都市計画事業の見直しを含めて検討していく中でありまして、それで先ほど言いました内容的には、なかなか事業名を言うのはちょっとあれなんですけれども、下水道等の当然償還財源にも充てるというようなことで、今も進んでおります。現在の事業が進んでいる中で、その財源として都市計画税が設定されておりますので、現段階におきましては、都市計画税は課税していくというふうな考えでございます。

以上です。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 今課長のほうより下水道という話がございました。この下水道のために払っているということであれば、市長のほうも今以上の下水道はやらないということになりますが、これは全域に引かなくちゃいけなくなってしまうんじゃないですか。そのために払うということであればですね。旧旭地区全域に下水道を引かなくちゃいけなくなってしまう。そういうふうなことになってしまうと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、使い道というところもありますので、私のほうからこの点お答えしたいと思います。

具体的には今下水道が一つ事業として出されましたけれども……

(発言する人あり)

○財政課長(加瀬正彦) 実際には街路、公園、そういったところに使われております。それらはもう事業が終わったのではないかという議論があるかもしれませんが、過去に連綿とやってきまして、それを借り入れた起債の償還がずっと残っています。そういったものがまず中心にあって、それを償還していく。そうすると、道路、公園等は具体的にはその地域の中でより通りやすい、より憩いの場として使えるようなもの、そういったものが中心として使ってきたところでしたので、先ほど税務課長が申し上げたとおり、下水道だけではなくて、そういったものの全体の整備に使われてきたということもご理解いただければと思います。

○副議長(景山岩三郎) 飯嶋正利議員。

○2番(飯嶋正利) 理解をしろということなんで、なかなか難しいけれども、私にはなかなか理解ができない。じゃ旭にあったものは旭の人の税金で払っていくのかということになってしまうんじゃないかなと思うんですが、そういうことではないと思うんですよね。

やはりもう少し皆さんにきっちりお知らせさせていただいて、今この税がかかるということやっぱり進捗も遅れているということもあると思うんですよ。一度ここで税をとめることによって都市計画がきっちり進んでいくということも一つにはあるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副議長(景山岩三郎) 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長(加瀬正彦) 全体の話ということで、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど都市整備課長も、都市計画を進めることと税の話は切り離して考えていく必要があるということもございました。税務課の立場としては、今かかっているという税、しかもその使い道というのがある程度今充当されているということがあって、なかなかやめるのは難しい。それを1回やめて出だしで考え直したらどうだというのは、飯嶋議員おっしゃることは十分よく分かります。ですから、その辺も含めまして、これは全庁的な中で議論をして、都市計画を引いていくときに、全体としての税をどうするんだというのをやっぱりきちんとお示しした中でないと、具体的に住民の説明会も難しいのではないかなということもございますので、その辺含めてよく関係課の中で議論をして進めていくことが必要と思います。この辺はお答えになっていないかもしれませんが、ちょっと今の……

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） 具体的にもう少し踏み込んだ回答をさせていただければ、都市計画区域、県が設定します。これは私のほうが答えてしまっているのかどうかというのはありますけれども。そこの中で具体的に用途地域というのを定めます。多分県のほうは、今用途地域もある程度定めないと都市計画区域、全域に広げるのも難しいという議論もあるかと思います。そうしたときに、じゃ全域で取るのか、用途地域だけ取るのかとか、幾つかの方向性が出てくると思います。そういった中で、それらも含めて庁内で全体をよく勘案するということが必要なんだと思います。今の段階でいきなり取らなくしてしまうというのも、なかなか難しいことがあろうかと思います。

ちょっと長くなってすみません。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） もう4回目終わりましたよね。

○副議長（景山岩三郎） 終わった。

○2番（飯嶋正利） じゃ、次の保育所の問題についてです。

1番目、約25%の臨時職員がいるということで分かりました。ここは人数確認なんで結構です。

2番目の長期職員の待遇・処遇についてということで、たしか香取市、匝瑳市は賞与が出ているというふうに聞いております。確かに条例等の改正も必要だということで、さっき課長のほうが長期の前提に臨時職員はないというふうなお話がありました。現状としては長期の臨時がかなりいらっしゃいます。その辺について伺わせたいと思います。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 長期のことです。

この臨時職員については地方公務員法の第22条の第5項に基づいて採用しているわけであり、採用期間については6か月を超えないということになっておるわけですね。また、継続する場合には新たに、改めてということで採用しているということでもありますので、そういう意味で長期ではないよということをおっしゃっていただきました。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ただ、その課長が言う長期はいないという方々が、皆さん担任を持って子どもたちを見ているというのが現状です。やらなくていい仕事まで多分やっているのではないかなというように思います。

それに対して、今年実は保育士会の会合がございまして、やめていく方はみんな若い方です。やはりみんなほかのところに職場を求めてだと思っんですが、そういった長くやっていただいた方、また親御さんが安心して預けていただけるから、そういうふうに担任も持っていただけると思うんですよ。そういった方に、じゃどういうふうに具体的に処遇をもう一度、年収を合わせてということがございましたけれども、どのようにきっちりやっていけるのかなど。具体的にお話ししていただきたいと思います。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 私先ほど年収ベースで近隣市と均衡を図りたいと申し上げました。

これを具体的にという議員のご質問ですので。賃金というのがあります。先ほど言った一時金、手当というものもあります。それイコール年額が出てくるわけです。ですので、この一番最後の年額というところで、近隣の一時金を出している匝瑳市、香取市と合わせる、合わせるというか均衡を保つということの意味であります。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 具体的な数字は出ないということですね。分かりました。じゃ結構です。

それでは、（3）番目の年齢別の措置児童に対しての保育士、これ各所長に聞くと、やはり人が足りないと。1人休むと子どもたち、年齢別違う教室に移動したりして保育を受けている。かなり子どもたちにもストレスがあると思うんですよ。そういった面で、各保育所もう1人くらい増員をしていただけないか。もちろん行革のこともあると思うんですが、その辺のところ、例えばお金を子育てにつけていくということも一つ。ただ、親御さんが安心して子どもたちを預けられる環境というのも市長が目指す子育て支援の一つにはなるのかなというふうに考えておりますので、いかがでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それではお答えさせていただきます。

ただいま、保育所へもう1人ずつ配置できないかというようなご質問だったと思いますが、先ほども簡単に回答させていただきましたが、保育士の配置は基準では84人のところ、障害等をお持ちになったお子さんの入所が増えていることなどもあり、18人を超えての配置としております。年齢別の児童数により、各保育所の保育士等の基準も毎年変わるために、正直なところ職員の配置には少し苦慮しているところでございます。保育士が休んだ場合には、

所長が保育士資格を持っておりますので、クラスに入るなど、対応しております。

余裕のある職員数の配置については、難しい面もありますので、関係課と協議をさせていただいて考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

それでは4番目、児童の給食についてということで、先ほども申しましたけれども、いろんなアレルギーの子どもたちが今、小学校はたしかアレルギーの子どもは弁当ですね。今保育園は各保育所での調理室での調理ということで、実は調理師さん、本当によくやっております。私も地元の保育園をたまに行きますけれども、本当によくやっております。ただ、1人が正職員で1人が臨時職員です。臨時さんは今年7年目で多分そろそろ異動になります。そうすると、この臨時さん、次の調理師さんが来るまで本当に夜も寝られないような状況で、やっぱり不安があると思うんですね。

そういった面で、じゃどういうふうにそういったものを、危険を防止していくのか。例えばおやつ一つにしても、同じ材料を使ったラインで作ったものは駄目だとか。例えば今保育所の調理室というのは、そこまで徹底してはできないと思うんですね。そういったことについての対応策というのはいかがでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それではお答えさせていただきます。

臨時職員の方が正規職員の異動があった場合に心配だとか不安があるとか、そういったことに対してどういった対応をしているかというご質問かと思っておりますけれども、先ほどの19人とお答えいたしました。その中で1人だけケトン体という方がおりまして、1人はお弁当を持って来られています。それ以外の方は除去した食事ですとか、あるいは代替の食事でご提供いただいております。

そんな中で、先ほどのお答えと若干重なってしまうんですけれども、アレルギーのある入所児童については、保育所の入所直後にいろいろ保護者も交えて面談をしております。そしてまた、職員が異動した場合など、それについても場面場面で、やはり同じように所長、担任、栄養士、調理員と保護者で面談を行い、情報を共有しているところです。また、栄養士及び調理員等は、正規の職員ですけれども、2か月に1回給食会議も行っておりまして、ア

レルギー食等の研修会等にも参加しておりますので、こういった職員の異動があった場合でも、情報をきちんと共有しまして、アレルギーのお子さんの安全を守るように、こちらで対応しておるところです。

以上でございます。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 大事な子どもたちの命にかかわる問題なんで、その辺のところをきっちり、二重三重にもチェックができるような体制をとっていただければありがたいなというふうに考えております。これはもう答弁結構です。

5番目、災害時の備蓄についてということで、先ほど課長のほうからお答えをいただいていたんですが、実はこれ、今年保健所のほうより各保育所にアンケートがございまして、備蓄はありますかということでアンケートがございました。子育て支援課のほうから各保育園で答えていいよということなんで、答えさせていただいたということを聞いております。各、水が若干と1回分のおやつ程度ですね。

先ほど私が言いたかったのは、これを賄費でというのはいかがかなと。きっちり予算措置をしていただけないかということだったんですが、それはお答えいただいたんで、よろしくお願ひしたいと思います。保育園が身を削って備蓄をするというのはおかしいんじゃないかなというふうに思っています。よろしくお願ひいたします。

6番目、保育士等の採用について、これも先ほど若干お答えをいただいたような気がします。なかなか保育園、今たしか男性の保育士さんはいない。女性の職場になってしまって、所長を終わった方がなかなか保育園にとどまるというのは難しいのかな。ただ、子育て相談とかそういった面でのベテランの方だと思うんですね。そういった面でのお仕事というのは十分可能なかなというふうに思いますので、そういった面でもちょっと考えていただければありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） この辺については、じかに私保育所に行って相談もしております。

ただ、議員おっしゃるとおりです。相談業務であればいいと言ってくれています。現場に残るのはどうも遠慮があるなというのは感じておるところでありますので、議員おっしゃるとおり進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） そのような感じで、ベテランの保育士、ましてや保育士足りないということでお話をしているんですから、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

○副議長（景山岩三郎） 以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時28分